

逗子市次世代育成支援行動計画 《後期計画》

みんなでスクラム
子育て・子育ち応援都市Ⅱ

2010年（平成22年）3月

逗子市

目 次

I	後期計画の策定にあたって	1
1	次世代育成支援行動計画《後期計画》策定の背景・趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
II	逗子の子ども・子育ての姿	3
1	子ども・子育てを取り巻く逗子市の姿	3
2	子育ての実感と子育て支援の現状	8
III	計画の基本的な考え方	25
	基本理念	25
	基本目標1 まち全体で子育てを応援します	27
	基本目標2 まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整えます	27
	基本目標3 すべての子どもがいききと育つよう支援します	28
	基本目標4 安心して子育てができるまちづくりを進めます	28
IV	子育て・子育て支援プロジェクト (後期計画における重点的な取り組み)	29
	重点施策1 児童館(児童館機能を有する施設を含む)の多角的事業展開	30
	重点施策2 常設型と地域型の「親子遊びの場」の創出	31
	重点施策3 みんなの相談ネットワーク	32
	重点施策4 “ちょっと・ほっと”サポート	33
V	分野別行動計画	35
	基本目標1 まち全体で子育てを応援します	35
	1. 妊産婦、乳幼児等とその家族の安心を支える環境づくり	35
	2. 子育て情報の整備と提供	36
	3. 子育て相談の充実	36
	4. 親子遊びの場づくり	36
	5. 育児ストレスへの対応	37
	6. 地域にある「施設サービス」と「市民の力」との連携	38
	7. 保育支援ニーズの多様化に対する保育所や幼稚園の機能拡充	39
	8. 男女の多様な働き方に対する応援	40
	9. 父親の育児参加の促進	40

基本目標2 まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整えます	41
1. 児童・青少年の居場所づくり -----	41
2. 放課後児童クラブ事業（学童クラブ）の推進 -----	41
3. 逗子のまちそのものを豊かな遊びと学びの場とする仕組みづくり -----	41
4. 健やかな心身の育成 -----	42
5. 幼児教育の充実 -----	43
6. 教育・保育等子育て関連施設の連携による学びの充実 -----	43
7. 乳幼児とのふれあい交流の推進 -----	44
8. 学校・家庭・地域でのプレ親教育の推進 -----	44
基本目標3 すべての子どもがいきいきと育つよう支援します	45
1. 子どもが健やかに育つ環境づくり -----	45
2. 保護が必要な子どもと親への対応 -----	45
3. すべての子どもを受け入れる環境づくり -----	46
4. 障がい児がいる家庭への支援 -----	46
5. 障がい児と家族を支える環境づくり -----	47
6. ひとり親家庭への自立支援の推進 -----	47
基本目標4 安心して子育てができるまちづくりを進めます	48
1. 子育てバリアフリーの推進 -----	48
2. 交通安全教育の推進 -----	48
3. 防犯体制の強化 -----	49
分野別行動計画別表	50
VI 計画の推進に向けて	63
1 推進体制	63
2 計画の進行管理	63
VII 附属資料	65
資料1 逗子の子ども・子育ての姿（補足資料）	65
資料2 次世代育成支援対策推進法	72
資料3 行動計画策定指針（抄）	81
資料4 国が指定する特定事業の目標事業量	85
資料5 逗子市福祉プラン推進協議会の設置及び運営に関する要綱	87
資料6 逗子市福祉プラン推進協議会名簿	91
資料7 逗子市福祉プラン推進協議会次世代育成支援計画部会部会員名簿	92
資料8 計画策定の経緯	93

I 後期計画の策定にあたって

- 1 次世代育成支援行動計画《後期計画》策定の背景・趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

I 後期計画の策定にあたって

1 次世代育成支援行動計画《後期計画》策定の背景・趣旨

わが国では少子化が急速に進行し、平成2年に合計特殊出生率[※]が1.57となって以来、少子化対策が社会全体の大きな課題として認識されるようになりました。

その後、「エンゼルプラン」（今後の子育てのための施策の基本的方向について、平成6年）、「新エンゼルプラン」（重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画、平成11年）などの少子化対策を推進してきましたが、家庭及び地域を取り巻く環境の変化への対応も含めてさらに総合的にもう一步対策を進めるため、国は平成15年7月「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。この法律の制定により、地方公共団体及び企業は「行動計画」を策定し、平成17年度以降の10年間、集中的・計画的な取組みを推進していくことになりました。

本市においても、同法に基づき「逗子市次世代育成支援行動計画」（以下、前期計画といいます。計画期間は平成17年度～21年度。）を策定し、子育ては親が主体的に行っていくことを前提としつつも、子育てを地域全体で応援して、子どもも親も共に育つ豊かな環境を創造し、すべての子どもがいきいき育つよう、『みんなでスクラム 子育て・子育て応援都市 逗子』を目指してきました。しかし、核家族化の進行や地域でのつながりの希薄化等がさらに進行する中で、子育て中の家庭の孤立化や子育てへの負担感もさらに増大傾向にあります。

このような中、同法により市町村の次世代育成支援行動計画は5年ごとに5年を1期として策定することと定められており、平成21年度までの関連施策の実施状況や本市市民の現状や課題をふまえて計画の見直しを行い、ここに「逗子市次世代育成支援行動計画《後期計画》」（以下、本計画といいます。）を定めるものです。

本計画においても、『みんなでスクラム 子育て・子育て応援都市 逗子』をスローガンとし、「子どもも親も共に育つ豊かな環境」で「すべての子どもがいきいき育つ」よう、「子育てを地域全体で応援」して社会全体で子育て・子育てを支えて行くまちを目指すことを継承しつつも、現在の課題に対応すべく前期計画を総合的に点検し、重点化を図り、子育て・子育てへの支援がさらに充実されるよう推進するものです。

※合計特殊出生率 女性の年齢別の出生率を合計し、女性1人あたりが一生のうちに産む平均子ども数として算出されたもの。

2 計画の位置付け

- ・本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、すべての子育て家庭を対象に逗子市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。
- ・さらに、さまざま分野の取組みを総合的・一体的に進めるため、「逗子市総合計画」や「逗子市福祉プラン」などの上位計画と整合性を持ったものとしています。
- ・母子保健に関する事項については「逗子市母子保健計画」によることとするほか、他の事項についても個別計画がある場合は当該計画によるものとします。

3 計画の期間

- ・本計画は、平成 22 年度からの5年間を第2期計画期間とした後期計画です。なお、5年間の計画期間中であっても、状況の変化が生じた場合は、適宜必要性に応じて、計画の見直しを行っていくこととします。

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
前期計画（第1期計画期間）									
					後期計画（第2期計画期間）				
					改定				

Ⅱ 逗子の子ども・子育ての姿

- 1 子ども・子育てを取り巻く逗子市の姿
- 2 子育ての実感と子育て支援の現状

Ⅱ 逗子の子ども・子育ての姿

1 子ども・子育てを取り巻く逗子市の姿

■自然に囲まれた「住宅都市」です

- ・本市の都市宣言「青い海と みどり豊かな 平和都市」に象徴されるように、都市化のなかで逗子市が守ってきた自然環境の豊かさは市民共通の誇りであり、心の豊かさ、自然環境と社会環境の調和、小さくても自立するまちを目指す文化の気風高い住宅都市となっています。
- ・定住意向は、現在地に「住み続けたい」市民が約8割であり、これに「市内の他の場所に移りたい」市民を加えると約9割が市内に住むことを考えています。また、本市に愛着を感じる人は約8割です(M)。
- ・15歳以上の市民の4分の3が横浜市・横須賀市・鎌倉市などの近隣市や東京都区部など市外に通勤通学し、定住人口に占める昼間人口の比率は79%であるなど、住宅都市です(k)。

■人口は四半世紀ほぼ一定、世帯は小規模化しながら数を増やしています

- ・本市の総人口は、昭和50年代前半から6万人弱で推移していますが、世帯数は増加を続けてきました。1世帯あたりの平均人数は小規模化を続けています(K)。なお、平成21年8月1日現在、58,674人、24,060世帯、1世帯あたり2.44人(J)。
- ・世帯構成は、平成2年、12年、17年はいずれも核家族世帯が7割弱です。このうち、「夫婦と子ども」からなる世帯が減少しており、「夫婦のみ」の世帯が増加しています。また、三世帯家族等の世帯数、その割合が減少しています(K)。
- ・子どものいる世帯の割合は、6歳未満の子どもがいる世帯は2,000世帯前後で推移していますが総世帯に占める比率は減少傾向です。18歳未満の子どもがいる世帯は、世帯数、その割合が減少しています(K)。

資料出典の記号：

M … まちづくりに関する市民意識調査（平成17年度）

K … 国勢調査（各年）

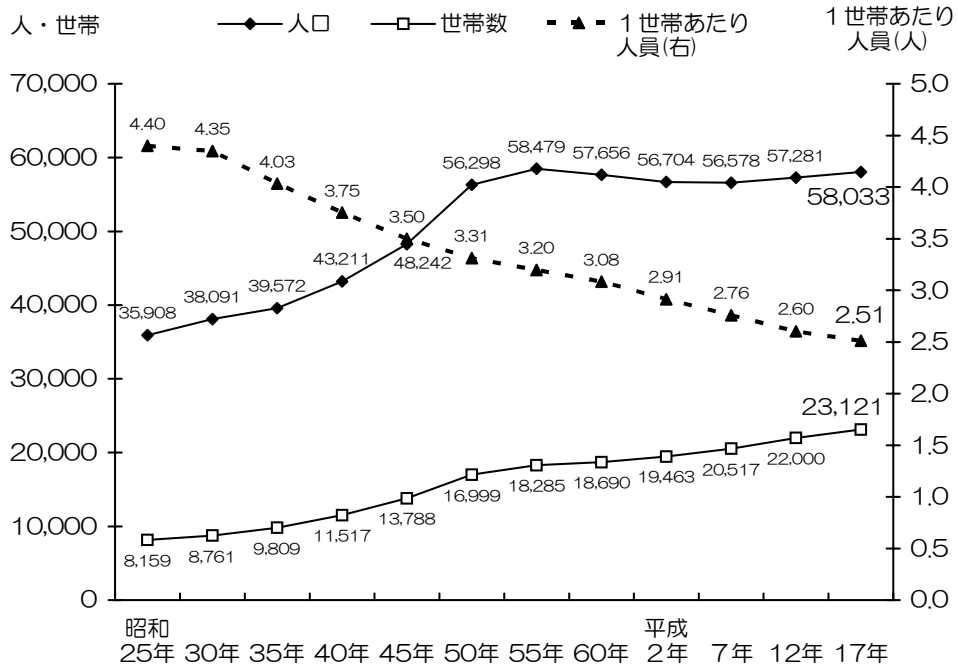
k … 国勢調査（平成17年）

J … 住民基本台帳・外国人登録

S … 推計：子育て支援課

E … 神奈川県衛生統計年報（各年）

人口、世帯数、1世帯あたり人員の推移（K）



一般世帯の構成（K）

	平成2年		平成12年		平成17年	
	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)
核家族世帯	13,328	68.8	15,133	69.0	15,698	68.5
夫婦のみ	3,740	19.3	5,419	24.7	5,980	26.1
夫婦と子ども	8,017	41.4	7,876	35.9	7,696	33.6
ひとり親と子ども	1,571	8.1	1,838	8.4	2,022	8.8
男親と子ども	240	1.2	310	1.4	309	1.3
女親と子ども	1,331	6.9	1,528	7.0	1,713	7.5
三世帯家族等	2,550	13.2	1,980	9.0	1,791	7.8
非親族世帯	27	0.1	80	0.4	115	0.5
単独世帯	3,476	17.9	4,743	21.6	5,326	23.2
総世帯数（一般世帯）	19,381	100.0	21,936	100.0	22,930	100.0

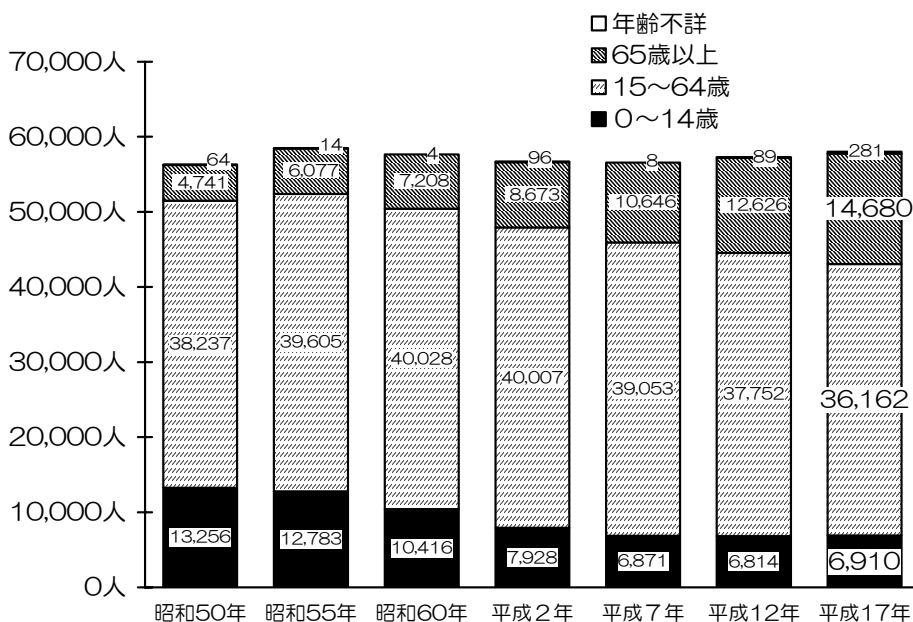
子どものいる世帯の状況（K）

	平成2年		平成12年		平成17年	
	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)
6歳未満親族がいる一般世帯	1,972	10.2	2,047	9.3	2,033	8.9
18歳未満親族がいる一般世帯	6,262	32.3	5,098	23.2	5,031	21.9
総世帯数（一般世帯）	19,381	100.0	21,936	100.0	22,930	100.0

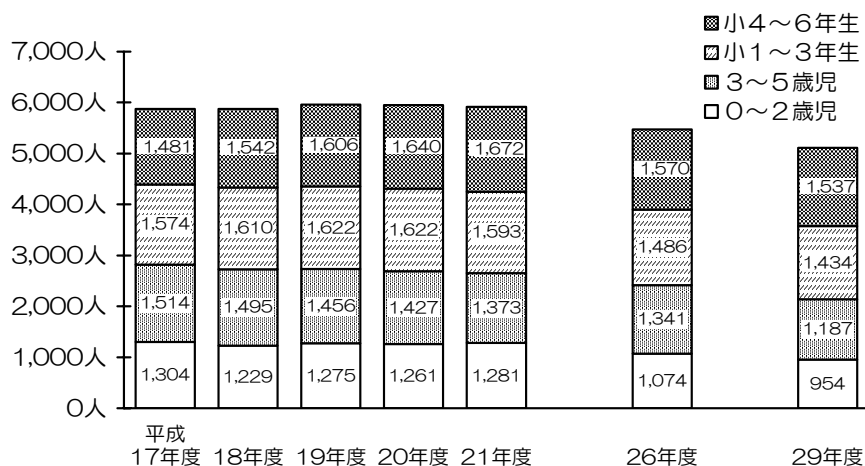
■ 少子高齢化が進んでおり、長期的には子どもの人口は減少方向にあります

- ・ 年齢3区分別人口の推移をみると、0～14歳（年少人口）は平成12年まで減少が続き、65歳以上（老年人口）は平成17年まで増加が続いており、少子高齢化が進んでいます（K）。
- ・ 今後における子ども人口は、平成26年、29年のどの年齢層においても減少していくと推計されています（S）。

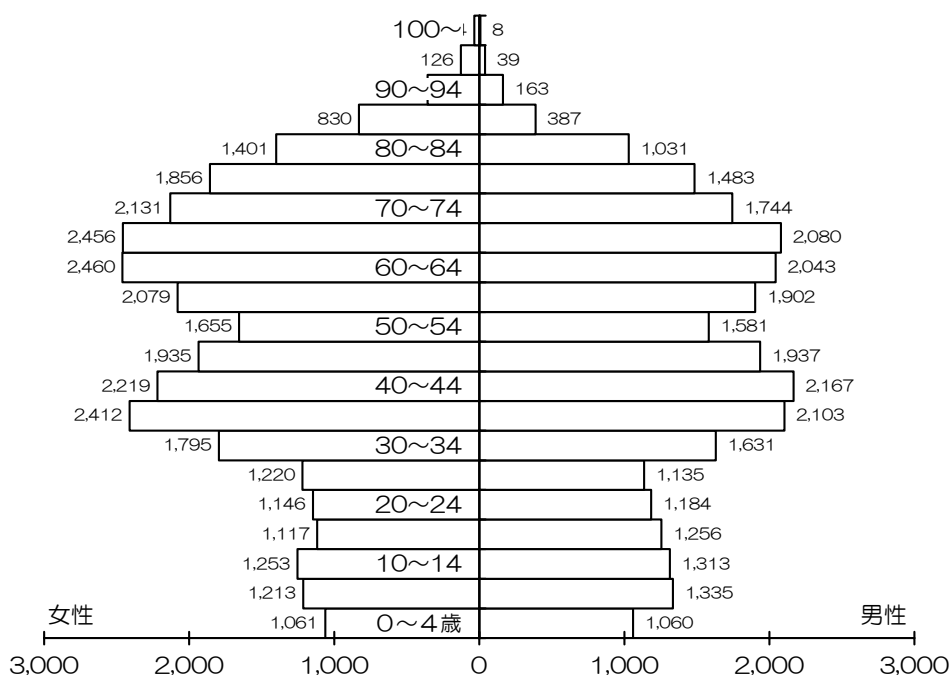
年齢3区分別人口の推移（K）



子ども人口の推移と推計（S）



人口ピラミッド（J）



（単位：人、平成21年1月1日現在）

■出生数は年400人前後で、婚姻件数は年300人弱で推移しています

- ・出生数は、平成16～17年に400人台を下まわり、平成18～19年は400人を上まわり増加傾向でしたが、平成20年は400人弱となるなど、近年は400人前後で推移し、平成11～15年の水準に及んでいません。人口1,000人に対する出生率は、増減していますが、神奈川県全体の水準を下まわって推移しています。
- ・ひとりの女性が一生に産む子どもの数を表すとされる合計特殊出生率は、0.96～1.21のあいだを増減しており、神奈川県全体の水準を下まわって推移しています。
- ・婚姻件数は、平成14年までは1年あたり300人台でしたが、15年以降は300人を下まわっています。一方、離婚件数は100人前後で推移しています。（いずれも、E）

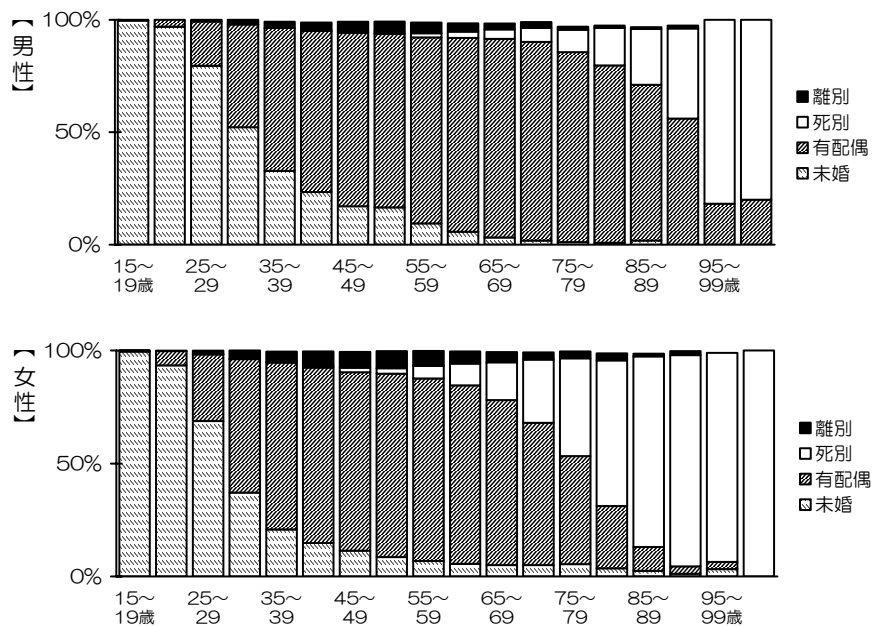
出生数・出生率、婚姻・離婚の状況（E）

平成(年)	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
出生数	453	443	465	477	435	381	383	421	428	392
出生率 ：人口千対	7.9	7.7	8.0	8.1	7.4	6.5	6.6	7.2	7.3	6.7
(神奈川県)	(9.7)	(9.8)	(9.6)	(9.4)	(9.2)	(9.1)	(8.7)	(9.0)	(8.9)	(8.8)
合計特殊 出生率	1.19	1.12	1.20	1.21	1.10	0.96	1.01	1.14	1.17	1.10
(神奈川県)	(1.25)	(1.25)	(1.23)	(1.21)	(1.18)	(1.17)	(1.13)	(1.20)	(1.22)	(1.23)
婚姻件数	334	311	340	316	289	279	277	284	270	292
離婚件数	104	115	117	121	116	113	100	103	93	93

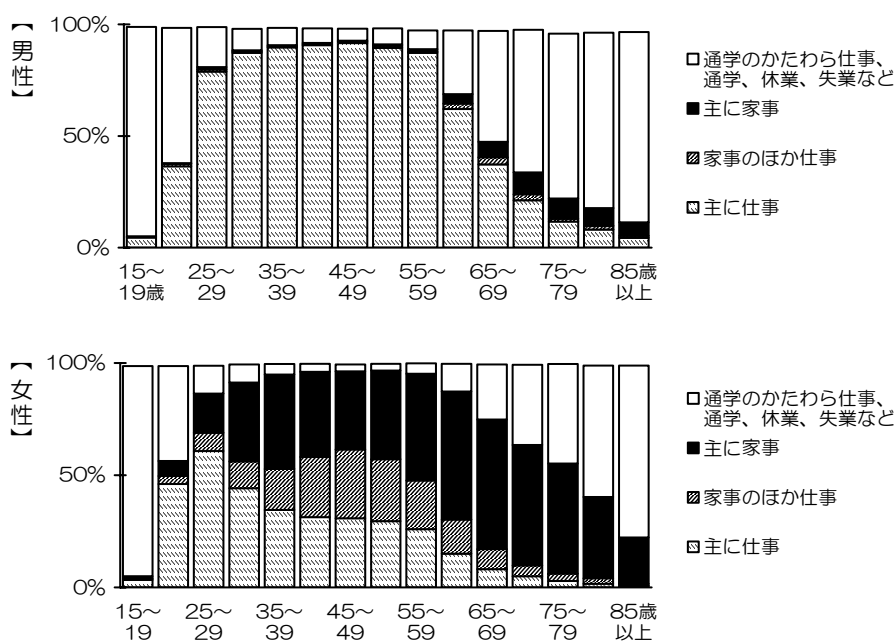
■婚姻状況・就業状況は、ともに男女で大きな違いがあります

- ・性別年齢別に婚姻状況をみると、未婚者が占める割合は、性別年齢別に異なっています。
- ・同じく就業状況でも、性別年齢別に大きな違いがみられ、男性で就業している人のほとんどは「主に仕事」となっていますが、女性では「家事のほか仕事」「主に家事」とする人の割合が大きくなっています。(いずれも、k)

性別・年齢層別にみた婚姻状況 (k)



性別・年齢層別にみた就業状況



2 子育ての実感と子育て支援の現状

- ・ここでは、平成 20 年度に実施したアンケート調査「子育て・子育てアンケート（逗子市次世代育成支援行動計画策定のための調査）」の結果に基づき、子育ての実感と子育て支援の現状について整理しています。

	区分	対象者数	回収数 (回収率)	調査方法
今回調査 (平成 20 年度)	就学前児童の保護者	無作為抽出 1,100 人	710 人 (64.5%)	郵送で 配布・回収
	小学 1～3 年生の保護者	同 600 人	378 人 (63.0%)	
前回調査 (平成 15 年度)	就学前児童の保護者	同 1,756 人	1,211 人 (69.0%)	
	小学 1～4 年生の保護者	同 1,244 人	809 人 (65.0%)	

今回調査の調査基準日：平成 21 年 1 月 1 日 調査期間は同年 1 月 30 日から 2 月 16 日

前回調査の調査基準日：平成 16 年 1 月 1 日 調査期間は同年 1 月 21 日から 2 月 6 日

■ 前回（平成 15 年度）調査と、 今回（平成 20 年度）調査を比較した主な変化

- ・ 前回（平成 15 年度）の調査結果と比較すると、次のような変化が見られました。
- ・ 一人っ子が約 10%減少し、3人兄弟が 10%増加しました。これにより、家族の人数は3人の世帯は 10%減少し、5人の世帯が5%強増加しました。
- ・ 住居が、持家一戸建てが5%増加しましたが、家の広さが十分と思う人は8%減少しました。
- ・ 幼稚園の預かり保育を知っている人が 15%増加するとともに、利用者は開園前の利用希望が 5%減少し、長期休暇の利用希望が 7%増加しました。
- ・ ふれあいスクールを平日の 14～16 時利用している人が 7%増加する一方、16～18 時に保護者等と一緒にいる人が 7%増加しました。
- ・ テレビゲームの残虐性や暴力について「どちらかという気になる」人が 10%減少し、「気にならない」人も 10%減少しました。
- ・ 泊りがけで子どもを預けたことがない人が 7%減少して 80%弱になり、病気や怪我で仕事を休んだことがあった人が 12%増加し 50%弱となりました。
- ・ 子育てに対する社会の評価が「どちらかというある」と思う人が 5%減少し、「あると思わない」と思う人が 10%増加しました。また、子育てでどうして良いか分からなくなることが

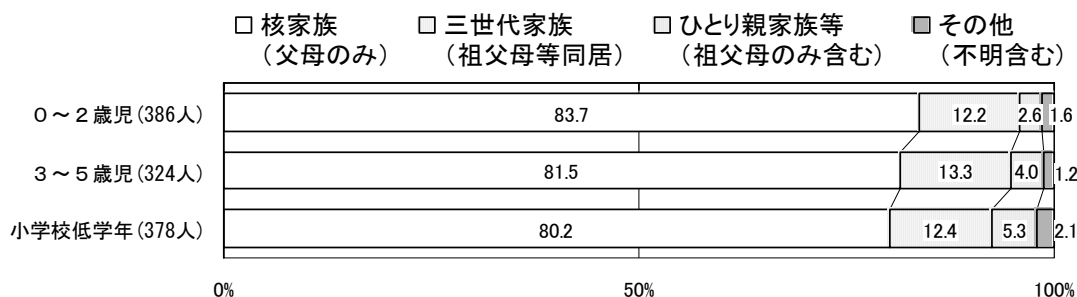
時々ある人が5%増加し、全体の60%弱になりました。

- ・父親不在が社会的に問題だが我が家にはあてはまらないと思う人が8%増加し、全体で50%を切りました。

■ 家庭状況

家族構成

- ・いずれの年齢でも「核家族（父母のみ）」が多く80%以上を占め、次いで「三世代（祖父母等同居）」（12.2~13.3%）、「ひとり親家族等（祖父母のみ含む）」（2.6~5.3%）の順となっています。

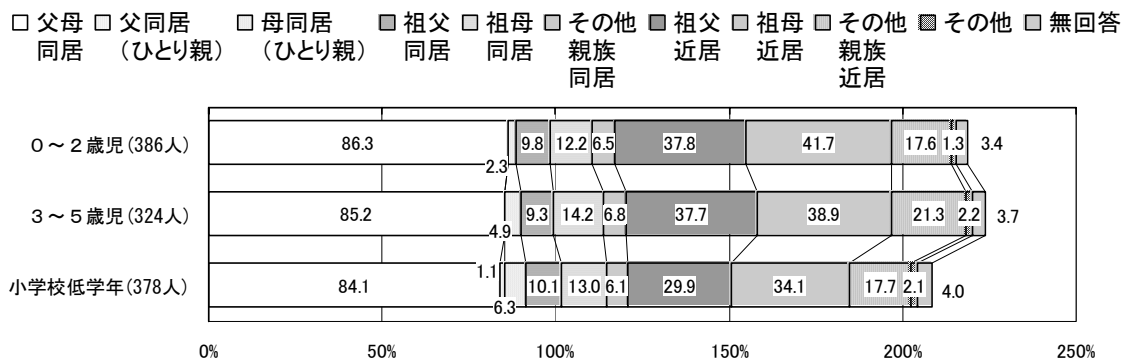


子育てを母親が主に担っている割合

- ・世話などを主にしている人は、いずれの年齢でも「母親」が90%以上となっています。「主に祖父母」の人は、0~2歳児ではほとんどいませんが、小学校低学年では2.4%です。

同居・近居の親族

- ・現在、子どもと同居している父母以外の親族は、0~2歳児では、「祖父同居」(9.8%)、「祖母同居」(12.2%)です。3~5歳児では、「祖父同居」(9.3%)、「祖母同居」(14.2%)、小学校低学年では「祖父同居」(10.1%)、「祖母同居」(13.0%)です。
- ・親族の近居を見ると、いずれの年齢でも「祖父近居」は29%以上、「祖母近居」は34%以上となっています。また「その他親族近居」が20%前後あります。

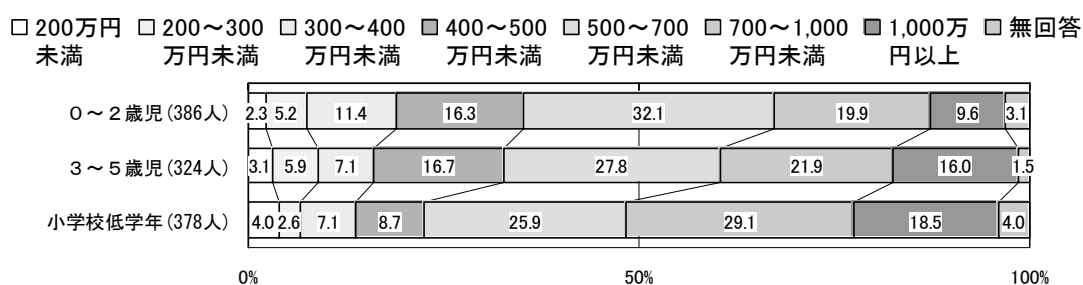


住まいの形態

- ・住居形態は、0～2歳児では、「持家（一戸建）」（49.0%）、「民間の借家（賃貸マンション・アパートなどの集合住宅）」（21.0%）、「持家（分譲マンションなどの集合住宅）」（15.8%）、3～5歳児では、「持家（一戸建）」（59.0%）、「持家（分譲マンションなどの集合住宅）」（21.3%）、「民間の借家（賃貸マンション・アパートなどの集合住宅）」（11.4%）、小学校低学年では「持家（一戸建）」（63.5%）、「持家（分譲マンションなどの集合住宅）」（14.8%）、「民間の借家（賃貸マンション・アパートなどの集合住宅）」（9.0%）の順となっています。

世帯の年収

- ・世帯の年収は、0～2歳児では、「500～700万円未満」（32.1%）が最も多く、次いで「700～1,000万円未満」（19.9%）、「400～500万円未満」（16.3%）の順です。収入の低い「200万円未満」は2.3%です。3～5歳児では、「500～700万円未満」（27.8%）、「700～1,000万円未満」（21.9%）、「400～500万円未満」（16.7%）の順で、「200万円未満」は3.1%です。小学校低学年では「700～1,000万円未満」（29.1%）が最も多く、次いで「500～700万円未満」（25.9%）、「1,000万円以上」（18.5%）の順で、「200万円未満」は4.0%です。



■ 父母の働き方

就労状況

- ・母親の就労状況は、0～2歳児では「以前は就労していたが、現在は就労していない」（58.5%）が半数以上を占め、就労している人では「常勤（フルタイム）」（9.6%）、「パートタイム・アルバイト等」（10.4%）となっています。「常勤（フルタイム）だが現在育休・介護休業中」は8.8%です。3～5歳児では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が半数（49.7%）、「常勤（フルタイム）」（11.4%）、「パートタイム・アルバイト等」（18.2%）、小学校低学年では「以前は就労していたが、現在は就労していない」は半数以下（37.3%）となり、「常勤（フルタイム）」（14.8%）、「パートタイム・アルバイト等」（30.2%）、「自営業・家業従事・自由業・内職・在宅就労」（7.4%）を合わせた、働いている人が半数以上となっています。

- ・父親の就労状況は、いずれの年齢でも80%以上は「常勤（フルタイム）」、10%弱が「自営業・家業従事・自由業・内職・在宅就労」です。

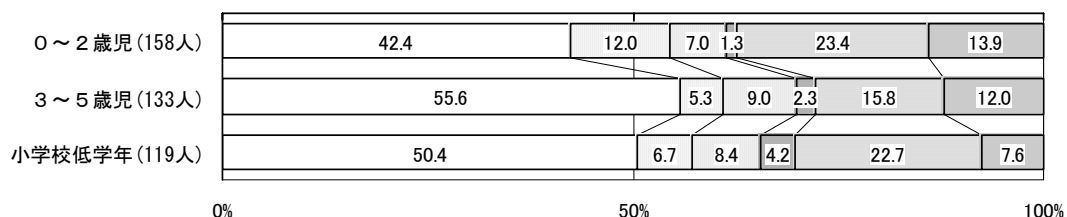
パート・バイトの母親の、常勤への転換希望

- ・現在パート・アルバイトの母親で、常勤への転換の「希望がある」人は、0～2歳児では20.0%、3～5歳児では11.9%、小学校低学年では14.0%です。

就労していない母親の、以前の働き方と今後の希望

- ・現在就労していない母親の、以前の働き方は、いずれの年齢でも「フルタイムによる就労」が60%以上で最も多く、次いで「パートタイム・アルバイト等による就労」の20%前後でした。
- ・現在就労していない母親の、今後の就労希望は、0～2歳児では、「すぐに（1年以内に）働きたい」人が11.5%、「子どもが大きくなったら働きたい（1年より先）」人が51.2%となっています。3～5歳児では、「すぐに（1年以内に）働きたい」人が13.8%、「子どもが大きくなったら働きたい（1年より先）」人が56.9%、小学校低学年では「すぐに（1年以内に）働きたい」人が24.1%、「子どもが大きくなったら働きたい（1年より先）」人が45.9%です。
- ・子どもが大きくなったら働きたい人の就労希望の時期は、0～2歳児では、子どもが3～5歳(37.2%)、6～7歳(29.5%)、3～5歳児では6～7歳(42.1%)、小学校低学年では6～7歳(34.6%)、12歳以上(20.5%)が多くなっています。就労を希望する人の、今後の働き方は、いずれの年齢でも「パートタイム・アルバイト等による就労」が85%以上を占めています。「フルタイムによる就労」は10%前後です。就労を希望する人の、希望する週の日数は、いずれの年齢でも3日が多く、45%以上になっています。次いで4日が18.5%～34.8%となっています。
- ・就労希望がありながら、現在働いていない理由は、いずれの年齢でも「働きながら子育てできる適当な仕事がない」が40%以上で最も多くなっています。また「その他」が15%以上あり、その内容は「小さいうちは子育てに専念したい」「妊娠」などを理由としてあげています。

- 働きながら子育てできる適当な仕事がない
- 保育サービスが利用できない
- 家族の考え方（親族の理解が得られない）等就労する環境が整っていない
- 自分の知識、能力にあう仕事がない
- その他
- 無回答

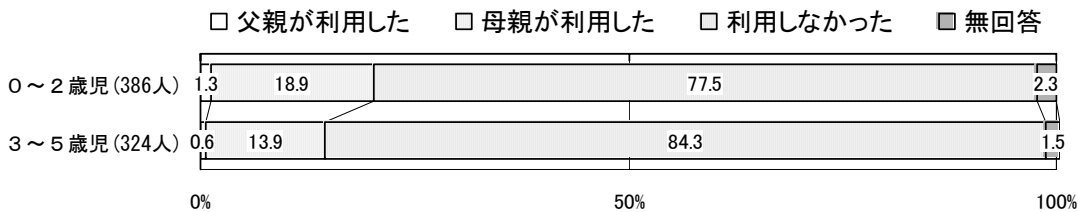


出産前後の母親の離職

- ・ 出産前後の離職の有無は、0～2歳児、3～5歳児ともに、35%前後は「離職した」、20%前後は「継続的に働いていた（転職も含む）」としています。
- ・ 出産前後の離職理由は、「育児に専念したいので、いずれにせよやめていた」が、0～2歳児、3～5歳児ともに最も多く、半数前後を占めています。一方、「保育サービスが確実に利用できる見込みがあれば、継続して就労していた」「職場において育児休業制度等の両立支援制度が整っていれば、継続して就労していた」「保育サービスと職場の両立支援環境がどちらも整っていれば、継続して就労していた」など条件があれば継続していた人は合わせて30%以上になります。

育児休業制度の利用

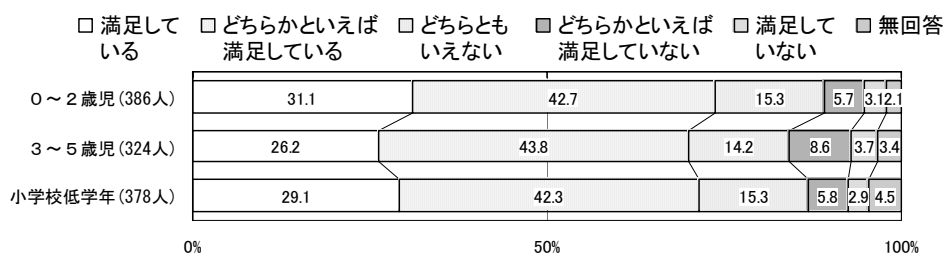
- ・ 育児休業制度は、0～2歳児では、「母親が利用した」が18.9%、「父親が利用した」が1.3%となっています。3～5歳児では、「母親が利用した」が13.9%、「父親が利用した」が0.6%です。育児休暇を利用した人の復帰したときの子の月齢は、0～2歳児では、「6か月未満」が17.8%、「7～12か月未満」が30.1%、「12～18か月未満」が24.7%です。3～5歳児では、「6か月未満」が20.0%、「7～12か月未満」が55.6%です。



■子育てについての考え

子育てをしている現在の生活への満足感

- ・ 子どもを育てている現在の生活について、いずれの年齢でも、25%以上の人は「満足している」とし、40%強は「どちらかといえば満足している」と感じています。「満足していない」人は10%未満、「どちらかといえば満足していない」は15%前後です。



[不満度の高い方の特徴]

経済的に苦しく（世帯年収 200 万円以下）、自分（母親）も常勤もしくは常勤同様の時間働かねばならず、地域から孤立しておりインフォーマルに預けたり相談したりすることが困難である。保育所・学童・ファミサポ・ふれあいスクールなどを利用している。

- ・年収 200 万円以下＝満足な人が約 25%少なく、不満な人が約 10%多い。
- ・母子世帯＝満足な人が約 25%少なく、不満な人が約 15%多い。
- ・母親の帰宅が 19 時台以降＝満足な人が 30%強少なく、不満な人が約 15%多い。
- ・学童保育もしくはふれあいスクール利用者＝満足な人が約 20%少ない。
- ・日常的に子どもを預けられる友人知人がいない＝満足な人が約 10%少ない。
- ・ファミサポが高額で利用できない＝満足な人が約 25%少ない。

[満足度の高い方の特徴]

自分（母親）が中心になって育児をしており（夫の収入が安定しており）、地域で暮らす知人や親族に囲まれていて預けることもでき、地域の公園、習い事、子育て拠点も活用している。

子育てをして良かったこと、嬉しかったこと

- ・子育てをしてよかったことは、いずれの年齢でも「子どもの成長」(91～92%)が最も多く、次いで「子どもを持つ喜びが実感できたこと」(75%以上)です。さらに「自分の親への感謝の念が生まれたこと」(0～2歳児 72.0%)、「子育てを通じ友人が増えたこと」(3～5歳児 67.6%)、「子育てを通じ自分も成長できたこと」(小学校低学年 66.9%)などです。

子育てをしていてつらかったこと

- ・子育てをしていてつらかったことで最も多いのは、いずれの年齢でも「自分の自由になる時間が持てないこと」(60%以上)、次いで「経済的に負担が大きいこと」(35%前後)です。また、「社会的に取り残されているような孤立感を感じる事」(0～2歳児 23.6%)、「配偶者の子育てへの協力が得られないこと」(3～5歳児 22.2%)、「子どもの成長に対する不安があること」(小学校低学年 25.9%)と続きます。

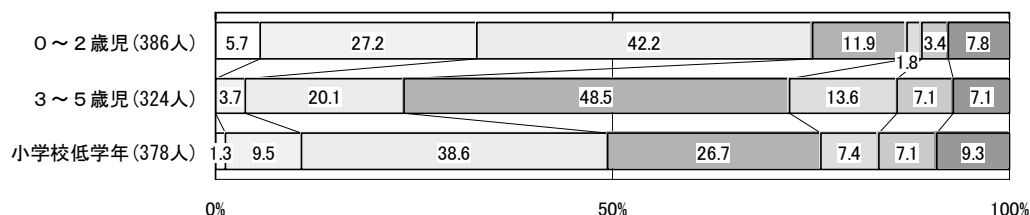
「子どもを産み育てる事」を、今の社会は十分に評価しているか

- ・子育てを社会が評価しているかについて、いずれの年齢でも評価していると思う人は少なくなっています。いずれの年齢でも 20%以上は「思わない」、25%以上は「どちらかというと思わない」とし、合わせると半数以上が評価されていないと感じています。

子育てにかかる費用

- ・子育てにかかる費用は、0～2歳児では、2～3万円台(42.2%)、1万円台(27.2%)、3～5歳児では4～5万円台(48.5%)、2～3万円台(20.1%)、小学校低学年では2～3万円台(38.6%)、4～5万円台(26.7%)が多くなっています。

□ 1万円未満 □ 1万円台 □ 2～3万円台 □ 4～5万円台 □ 6～7万円台 □ 8万円以上 ■ 無回答



子どもを何人ぐらい持ちたいか、また、持つつもりか

- ・理想的な子どもの人数はいずれの年齢でも、3人が50%以上を占めています。次いで2人が30%前後、4人を望む人も10%弱います。一方、持つつもりの子どもの数は2人が50%以上で最も多く、3人は20%強になっています。
- ・持つつもりの子どもの人数が、理想とする子どもの人数より少ない理由は、いずれの年齢でも「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」(60%以上)が最も多くなっています。0～2歳児では「家が狭いから」(36.4%)、「子どもの預け先などがなく、自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから」(29.3%)、小学校低学年では「高年齢で産むのはいやだから」(32.2%)も多くなっています。

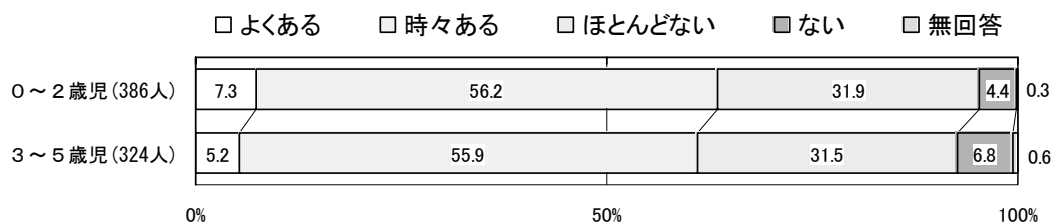
■ 相談・子育て支援のありかた

かかりつけ医、休日・夜間の医療機関

- ・いずれの年齢でも70%以上はかかりつけの医者が「いる」としています。また、休日・夜間に受診できる医療機関は、いずれの年齢でも90%前後が「知っている」としています。

子育てでどうしてもいいかわからなくなること

- ・子育てでどうしてもいいかわからなくなることは、10%未満が「よくある」、60%弱が「時々ある」とし、合わせると半数以上の方が、わからなくなる経験をしています。「ほとんどない」は30%強、「ない」は10%未満です。



住宅について

- ・子育てするための家の広さや間取りは、十分であると「思う」(37.3%)、「どちらかという

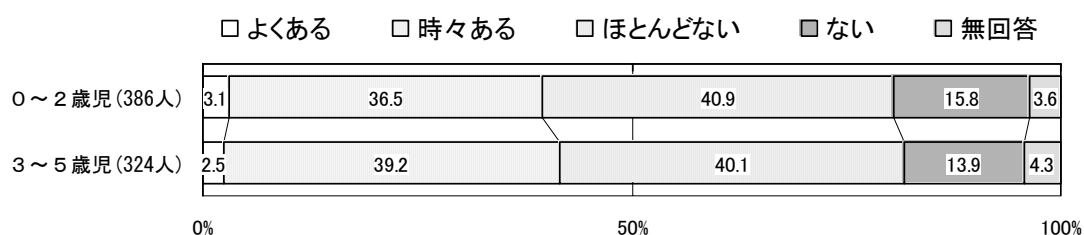
思う」(32.0%)で、合わせると半数以上は十分であると感じています。一方、「どちらかというと思わない」(15.3%)、「思わない」(14.0%)で、合わせると29.3%は不十分と感じています。住居形態別に見ると、民間の借家(賃貸マンション・アパートなどの集合住宅)や公団・公社・公営の賃貸住宅・アパートで、「思わない」人の比率が高くなっています。

相談先

- ・子育てについて相談するところは、いずれの年齢でも90%強が「ある」としています。「ない」人は10%未満です。相談するところがない理由は、いずれの年齢でも「身近な相談相手がない」が多く40%台となっています。また、「相談する窓口がわからない」は、0~2歳(31.0%)、3~5歳(17.2%)となっています。

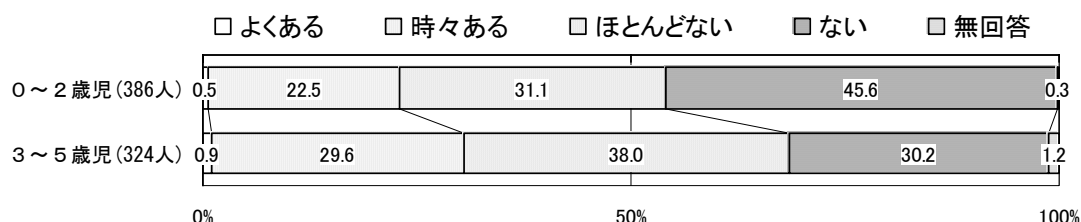
子どもの世話について

- ・子どもの世話をしたくないときは、いずれの年齢でも「よくある」が5%未満、「時々ある」が40%弱です。合わせると約40%が世話したくないときがあるとしています。一方「ほとんどない」は約40%、「ない」は15%前後で、50%強は世話したくないときは「ない」としています。



虐待について

- ・子どもを虐待していると思うことは、いずれの年齢でも「よくある」が1%未満、「時々ある」が20%台です。合わせると23.0~30.5%が虐待していると思っています。一方「ほとんどない」は30%台、「ない」は30.2~45.6%で、過半数は虐待していると思うことはないとしています。



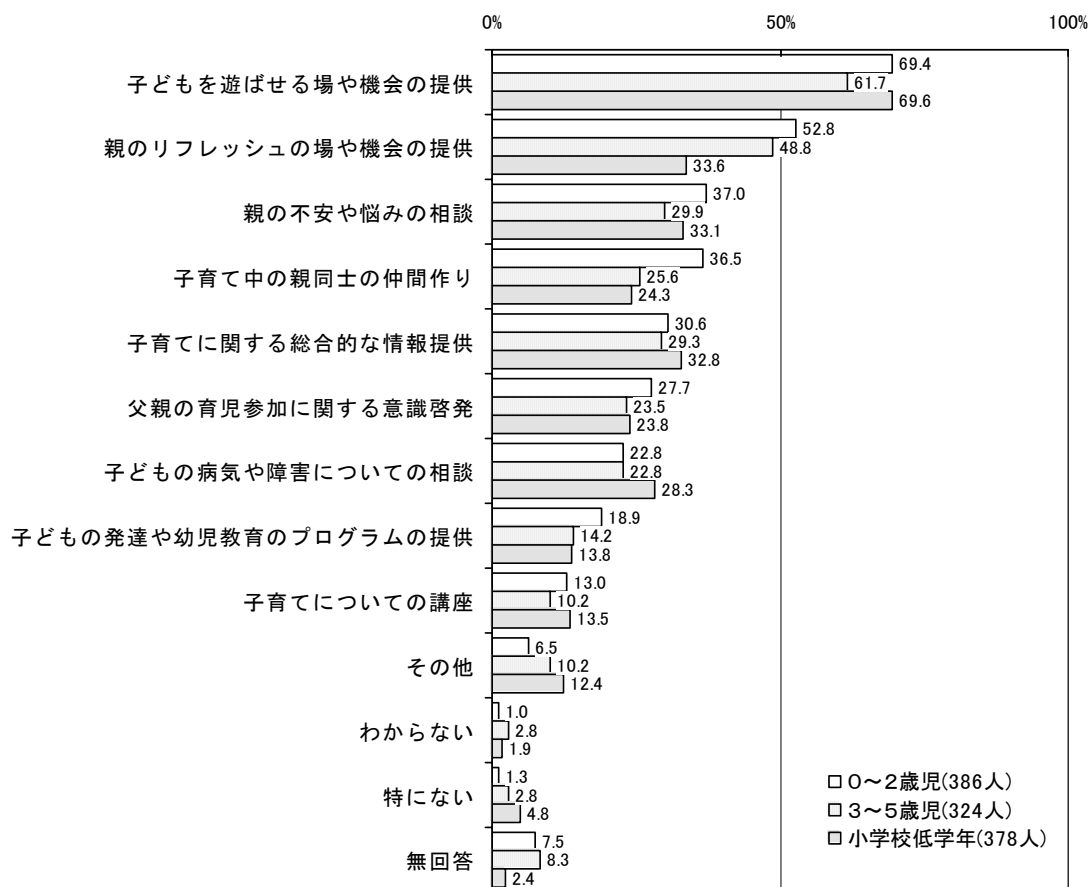
- ・虐待していると思う人が、そう思うときは、半数以上の人「言葉による脅しや子どもからの働きかけの無視」(0~2歳児の57.3%、3~5歳児の64.6%)をあげています。「子どもを叩いたり、つねったりする」(0~2歳児の48.3%、3~5歳児の43.4%)も40%以上となっています。

[虐待していると思う方の特徴（虐待していると思う方が多いもの）]

- ・現在の生活に満足していない人=92%
- ・母子世帯=44%
- ・対象児童が3歳児=43%
- ・子育てでつらいのは——
 - 子どもの成長への不安=全体より約 20%多い
 - 子どもを通しての友人関係がうまくいかない、苦痛=全体より 30%強多い
- ・泊りがけで家族知人に預けることが、どちらかといえば困難=全体より約 20%多い
- ・ファミサポを利用しない理由が、利用料が高いというもの=全体より 30%強多い
- ・持つつもりの子どもの数が理想より少ない理由が、
 - 「子どもの預け先等がなく自分の仕事に差し障る」全体より 10%弱多い
 - 「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられない」全体より約 20%多い

日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なこと

- ・日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサービスは、いずれの年齢でも「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が60%以上で最も多くなっています。次いで「親のリフレッシュの場や機会の提供」（30%以上）や「親の不安や悩みの相談」（約30%以上）もあげられています。



■子どもの生活状況

子どもだけで食事をとること

- ・子どもだけで食事をとることが「ある」人は14.3%、「ない」人は84.4%です。
- ・子どもだけで食事をとることがある人の、月の回数は「1～4回」が38.9%で最も多くなっていますが、一方「25回以上」(7.4%)という人もいます。

就学児童の遊びの状況

- ・子どもがテレビ・ビデオを見る時間は「2時間台」(33.1%)、「1時間台」(29.1%)、「3時間台」(17.2%)です。コンピュータゲームなどで遊ぶ時間は「30分未満」(30.4%)、「1時間未満」(28.8%)、「1時間台」(28.0%)です。
- ・テレビやゲームの残虐性や暴力は「気になる」(20.6%)、「どちらかといえば気になる」(20.4%)で、合わせると41%は気になると感じています。一方、「どちらかといえば気にならない」(20.6%)、「気にならない」(31.2%)を合わせると半数の51.8%は気にならないとしています。

生命の大切さを教える工夫

- ・生命の大切さを教えるために「工夫している」人は53.2%、「特に工夫していない」人は36.5%です。「大切さはわかるが、どうしてよいかわからない」(8.2%)人もいます。

■幼稚園・保育園

幼児期に幼稚園・保育所等に望むこと

- ・0～5歳児で、幼稚園・保育所に望むことは「社会性の育成（友だちづくり、集団のルール等）」(91%前後)が最も多くなっています。次に「幼児期に必要な体験」(75%前後)、また、50%前後の人が「基本的な生活習慣の確立」、「人間形成の基礎を培う」、「運動能力や体力の向上」を期待しています。

幼稚園の途中入園

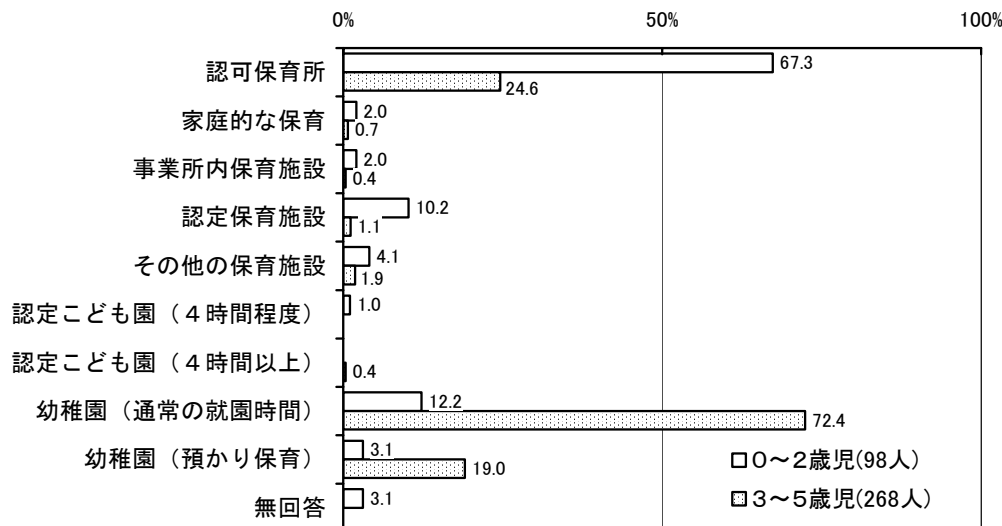
- ・幼稚園の年度途中入園制度は、0～2歳児の40.2%、3～5歳児の31.8%が「利用したい（利用しなかった）」としています。「利用したいとは思わない（可能でも利用しなかったと思う）」は0～2歳児の33.9%、3～5歳児の40.7%です。

幼稚園の預かり保育に対する認知、希望

- ・幼稚園の預かり保育制度を「知っている」のは0～2歳児では72.0%、3～5歳児では85.8%です。幼稚園の預かり保育に対しては、いずれの年齢でも、「正規の開園時間後の預かり保育をしてほしい」(50%以上)と、「夏休みなど長期休暇中の預かり保育をしてほしい」(30%以上)の希望が多くなっています。開園前の時間を希望する人の時間は7～8時台、開園後の時間では16時以前は30%前後、16～17時台や18時以降の希望も少なくありません。

教育・保育サービスの利用

- ・子どもの教育や保育サービスは、0～2歳児では25.4%、3～5歳児では82.7%が利用しています。子どもの教育や保育サービスを利用している理由は、0～2歳児では、「お子さんの身の回りの世話をしている方が、就労している」が最も多く64.2%です。「お子さんの教育のため」は14.3%です。3～5歳児では、「お子さんの教育のため」が最も多く65.7%で、「お子さんの身の回りの世話をしている方が、就労している」は27.6%です。
- ・利用している教育・保育サービスは、0～2歳児では「認可保育所」(67.3%)、「幼稚園(通常の就園時間)」(12.2%)、「認定保育施設(湘南アイルド逗子など)」(10.2%)があります。3～5歳児では「幼稚園(通常の就園時間)」(72.4%)、「認可保育所」(24.6%)、「幼稚園の預かり保育」(10.2%)となっています。



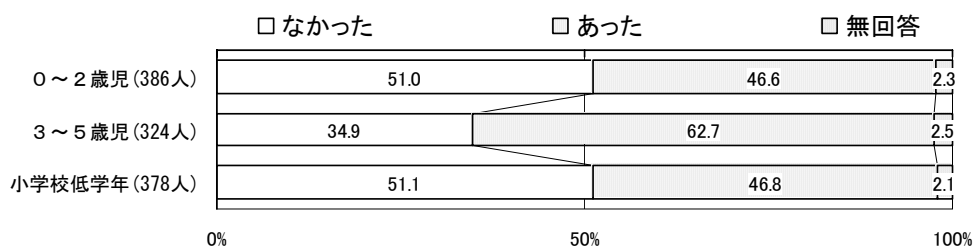
教育・保育サービスを利用していない理由

- ・子どもの教育や保育サービスを利用していない理由は、いずれの年齢でも「親がみている」が55%以上で最も多くなっています。少数ですが「経済的理由で利用できない」(5%前後)という人もいます。

■子どもを一時的に預けること

一時的に保育に欠けるときへの対処方法等

- ・この1年で子を家族以外に一時的に預けたことが、「あった」人は、0～2歳児では46.6%、3～5歳児では62.7%、小学校低学年では46.8%でした。



- ・子どもを預けたことがある人の、預けた日数を見ると――

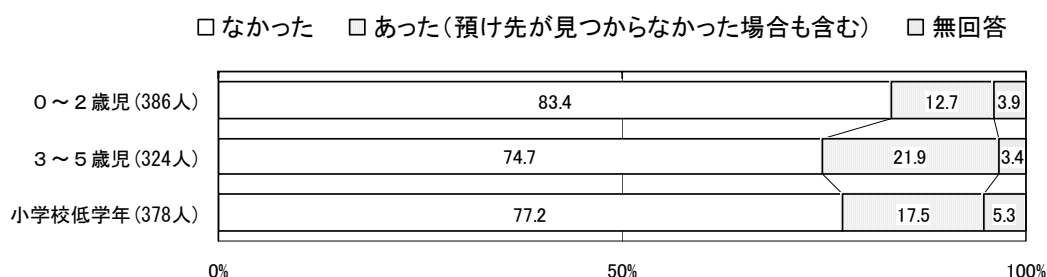
0～2歳児では、①私用で1～2日(18.9%)、6～10日(16.1%)が多くなっています。②冠婚葬祭・病気では1～2日が22.2%です。③就労でも1～2日(2.8%)から31日以上(1.7%)まで、預けた日数があげられています。

3～5歳児では、①私用で6～10日(13.8%)や3～5日(11.8%)が多くなっています。②冠婚葬祭・病気では1～2日と3～5日がそれぞれ約10%です。③就労では31日以上が5.4%となっています。

小学校低学年では、①私用で1～2日(15.8%)、6～10日(11.9%)や3～5日(10.2%)が多くなっています。②冠婚葬祭・病気では1～2日(13.6%)と3～5日(8.5%)です。③就労では1～2日が9.0%となっています。

子どもを泊まりがけで預けなければならなかったときの対処方法等

- ・この1年間で、子どもを泊まりがけで預けなければならないことが、「あった(預け先が見つからなかった場合も含む)」とする人は、0～2歳児では12.7%、3～5歳児では21.9%、小学校低学年では17.5%でした。



- ・対処方法別の泊まりがけで預けた日数は、0～2歳児では、①家族・友人に預けた場合の「1

～2日」(34.7%)、「3～5日」(32.7%)、②子どもを同行させた場合の「3～5日」(10.2%)となっています。3～5歳児では、①家族・友人に預けた場合は「1～2日」(33.8%)、「3～5日」(25.4%)、②子どもを同行させた場合は「1～2日」(7.0%)、小学校低学年では、①家族・友人に預けた場合は「1～2日」(33.3%)、「3～5日」(31.8%)となっています。全体に、③子どもだけで留守番させた場合や、④保育サービスを利用したことは、少数です。

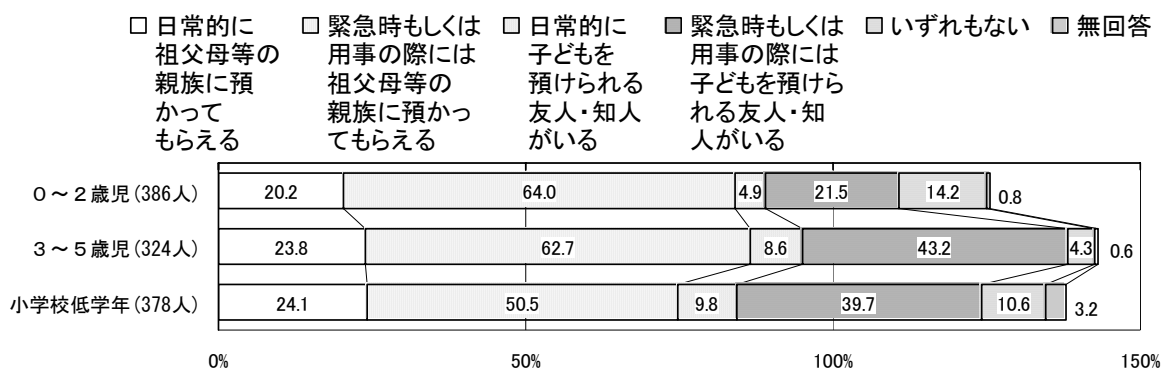
- ・家族、知人に泊まりがけで預ける場合に、0～2歳児では、合わせて44.9%が「非常に困難」か「どちらかという困難」としています。同じように、3～5歳児では25.3%、小学校低学年では39.4%が「非常に困難」か「どちらかという困難」としています。

子どもが病気や病気回復期で保育所、幼稚園等を休んだときの対処方法

- ・この1年間に、子どもの病気やけがで、保育所や幼稚園等を休んだことが、「あった」のは、0～2歳児で18.1%、3～5歳児で81.8%、小学校低学年では77.0%です。
- ・0～2歳児では、「母親が休んだ」日数が平均11.9日、「就労していない保護者がみた」が平均8.6日になっています。3～5歳児では、「母親が休んだ」日数が平均6.0日、「就労していない保護者がみた」が平均7.6日になっています。

祖父母や友人による子育てに対する支え

- ・祖父母や友人による子育てに対する支えでは、いずれの年齢でも20%以上が「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」、50%以上が「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」としています。友人・知人では、約5%以上が「日常的に子どもを預けられる友人・知人がいる」、20～40%以上が「緊急時もしくは用事の際には子どもを預けられる友人・知人がいる」としています。「いずれもない」は0～2歳児では14.2%、小学校低学年では10.6%です。



- ・祖父母等が預かる場合の心配では、いずれの年齢でも、「特に問題がない」が50%以上を占めていますが、30%弱は「親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」、20%前後は「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」または「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」と感じています。
- ・友人、知人が預かる場合の心配では、いずれの年齢でも、「特に問題がない」が50%台を占

めていますが、30%前後は「親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」、10%強は「友人・知人の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」と感じています。

■就学児童の時間の過ごし方

平日の放課後などの過ごし方

- ・平日の過ごし方は、14～16時までは「小学校にいる」(28.8%)が多く、16～18時までは「自宅等で、保護者や祖父母等と一緒にいる」(47.1%)が半数近くとなります。16～18時までは「学習塾や習い事に行っている」(21.1%)子もいます。18～20時までになると「自宅等で、保護者や祖父母等と一緒にいる」(89.5%)が大半を占めています。
- ・土曜日は、昼食後夕方までは40.4%が「自宅等で、保護者や祖父母等と一緒にいる」、23.8%が「公園など、屋外で遊んでいる」となっています。休日は「自宅等で、保護者や祖父母等と一緒にいる」か「公園など、屋外で遊んでいる」が多くなっていますが、「その他」で家族と出かけるなどがあります。
- ・全体に1%未満ですが「自分の家の中でひとりで過ごしている」子がいます。

		小学校にいる	自宅等で、保護者や祖父母等と一緒にいる	友人など、兄弟姉妹やけで過ごしている	自宅等で、兄弟姉妹や友人など、習い事に行っている	学習塾や習い事に行っている	学童保育に行っている	ふれあっているスクールに行っている	図書館や公民館等の施設にいる	図書館や公民館等の施設にいる	参加している活動などに参加している	地域のスポーツクラブなど、屋外で遊んでいる	公園など、屋外で遊んでいる	自分の家の中で、ひとりで過ごしている	その他	無回答
平日	14～16時	28.8	18.0	5.3	9.1	6.4	14.1	0.8	0.3	11.9	-	3.3	1.9			
	16～18時	0.6	47.1	6.1	21.1	6.6	4.2	1.1	0.3	7.8	0.6	2.8	1.9			
	18～20時	-	89.5	1.1	3.6	1.9	-	-	0.6	-	0.8	0.6	1.9			
	20時以降	-	93.6	0.6	0.3	-	-	-	-	-	0.6	0.8	4.2			
土曜日	朝起きてから昼食まで	4.4	63.2	2.5	6.1	-	3.9	0.3	8.9	6.1	0.6	1.7	2.5			
	昼食後、夕方まで	0.3	40.4	3.9	9.7	0.3	4.2	1.9	7.8	23.8	0.6	6.1	1.1			
	夕食後	0.3	93.4	1.4	1.4	0.3	-	-	0.3	0.3	0.3	0.8	1.7			
休日	朝起きてから昼食まで	0.8	62.9	1.4	6.1	-	-	0.8	16.6	6.9	0.6	2.2	1.7			
	昼食後、夕方まで	0.3	53.2	3.9	2.5	-	-	0.8	7.5	23.0	0.6	6.9	1.4			
	夕食後	0.3	95.3	0.3	0.3	-	-	-	-	0.8	-	0.6	2.5			

回答者数はすべて378人

単位:%

学童保育の利用

- ・現在学童保育を、「利用している」人は10.6%、「利用していない」人は87.8%です。
- ・学童保育を利用している人の1週間の利用日数は5日(55.0%)、1日(17.5%)、2日(7.5%)、3日(5.0%)、4日(10.0%)、6日(5.0%)です。学童保育の土日の利用は「ある」が37.5%です。学童保育を利用している理由は「お子さんの身の回りの世話をしている方が、就労し

ている」が85.0%を占めています。一方、学童保育を利用していない人の、利用しない理由は「保護者や祖父母等が昼間いるので必要ない」が79.2%です。

- ・学童保育を利用していない人の今後の学童保育の利用希望は、「利用したい」が12.0%となっています。

学童保育の利用希望

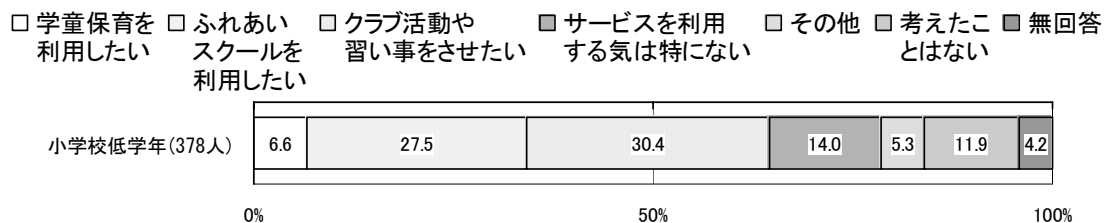
- ・今後利用を希望する人の、希望日数は、1日、2日、3日、5日がいずれも20%または22.5%となっています。土日の利用希望は「ある」が27.5%です。利用したい理由は、「お子さんの身の回りの世話をしている方が、就労予定がある、求職中である」が35.0%です。

ふれあいスクールの利用希望

- ・ふれあいスクールを利用したいと「思う」人は69.0%、「思わない」は25.7%です。利用したい人の希望する日数は、1日(19.5%)から3日(21.1%)が多く、2日は29.5%となっています。

小学校4年以降の放課後の過ごし方

- ・小学4年生以降の放課後の過ごし方は「クラブ活動や習い事をさせたい」(30.4%)、「ふれあいスクールを利用したい」(27.5%)、「学童保育を利用したい」(6.6%)となっています。「サービスを利用する気は特にない」は14.0%です。



■ その他の保育・子育て支援に関するサービス

ベビーシッター

- ・ベビーシッターを「利用している」のは、いずれの年齢でも、1%前後です。ベビーシッターを利用している人の月の利用日数は1～2日や3～6日の人が多いですが、7～13日とする人もいます。ベビーシッターを利用している人の1日の利用時間は3時間未満や3～4時間が多いですが、7時間以上とする人もいます。
- ・ベビーシッターの利用目的は「祖父母や近所の人に預かってもらえないときの利用」、「主たる保育サービスとして利用」、「保育施設等で対応できない時間に利用（朝・夕等）」など様々です。

ファミリー・サポート・センター

- ・ファミリー・サポート・センターは、0～2歳児では6.2%、3～5歳児5.2%、小学校低学年では2.1%が「利用している」としています。ファミリー・サポート・センターの月の利用日数は、0～2歳児では3日以上(37.5%)、3～5歳児では1日(41.2%)、小学校低学年では1日(50.0%)が多くなっています。1日の利用時間は、いずれの年齢でも2時間が35%以上を占めています。
- ・ファミリーサポートの利用目的は、0～2歳児では「保育施設等で対応できない時間に利用（朝・夕等）」(25.0%)、3～5歳児では「子どもの病気・けが等の緊急時の利用」、「保育施設等で対応できない時間に利用（朝・夕等）」、「祖父母や近所の人に預かってもらえないときの利用」（ともに23.5%）、小学校低学年では「保育施設等で対応できない時間に利用（朝・夕等）」(50.0%)、「子どもの病気・けが等の緊急時の利用」(37.5%)が多くなっています。
- ・ファミリーサポートを利用していない人の利用しない理由は、いずれの年齢で「必要性がないから」が多く60%以上になっています。「利用料が高いから」とする人も10%前後います。

地域子育て支援拠点事業

- ・地域子育て支援拠点事業を「利用している」人は、0～2歳児では31.3%、3～5歳児では5.2%です。地域子育て支援拠点事業の利用日数は、いずれの年齢でも月1日が最も多く30%以上になっています。15%以上の人は週1日利用しています。
- ・地域子育て支援拠点事業を利用していない人の理由は、いずれの年齢でも「自宅の近くにならなから」が20%以上、「知らなかったから」が15%以上です。

今後利用したい教育や保育・子育てサービス

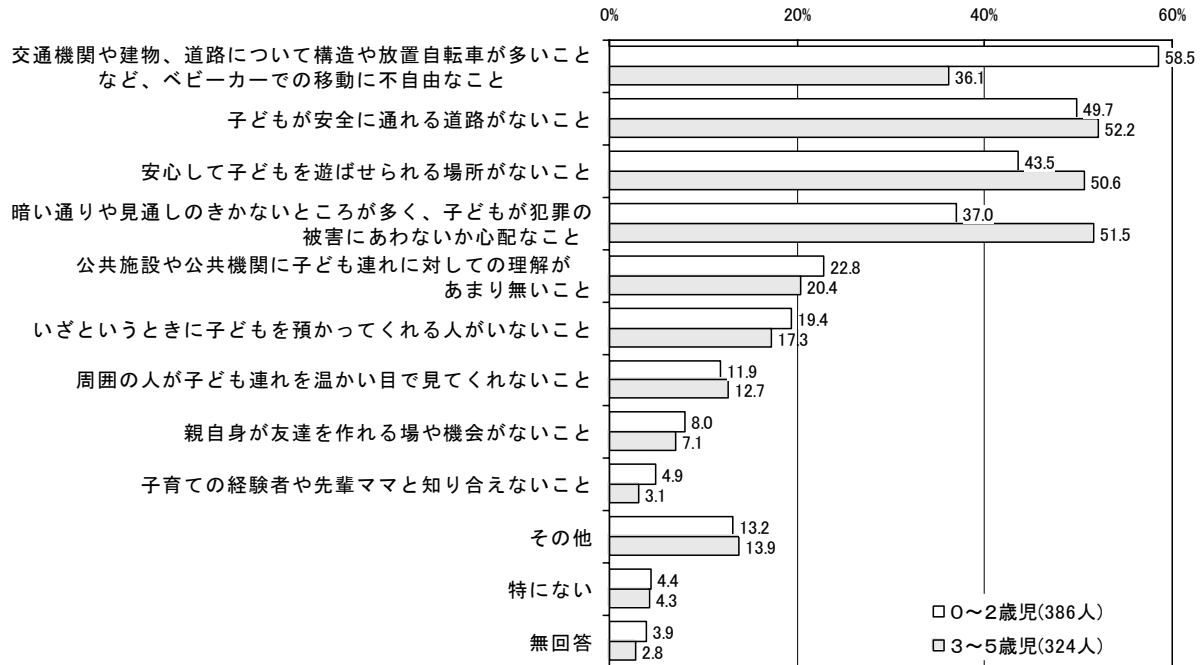
- ・今後利用したい、あるいは利用日数・回数や利用時間が足りていない教育や保育・子育て支援サービスは、0～2歳児では55.2%、3～5歳児では45.4%が「ある」としています。利用したい教育や保育・子育てサービスは、0～2歳児では「認可保育所」(19.5%)、「幼稚園（通常の就園時間）」(16.3%)、「幼稚園の預かり保育」(10.1%)、「地域子育て支援拠点事業（広場やセンター等）」(9.9%)、「病児・病後児保育」(8.8%)となっています。3～5歳児では、「幼稚園の預かり保育」(19.9%)、「延長保育」(13.6%)、「病児・病後児保育」(10.2%)が10%以上です。

■次世代育成支援のあり方

子育てで困ること

- ・子育てで困ることは、いずれの年齢でも、「交通機関や建物、道路について構造や放置自転車

が多いことなど、ベビーカーでの移動に不自由なこと」(35%以上)、「子どもが安全に通れる道路がないこと」(50%前後)、「安心して子どもを遊ばせられる場所がないこと」(40%以上)、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配なこと」(35%以上)となっています。



子どもの安全を守るために重要なこと、就学児童で犯罪の被害にあったこと

- ・子どもの安全に重要なことは、「通学路や子どもの遊び場（公園等）の安全対策（防犯灯や防犯カメラの整備による暗がりや死角の解消等）」(76.5%)が最も多く、次いで「地域ぐるみのパトロールなど子どもを犯罪等から守るための取組み」(68.0%)、「歩行者や自転車のための交通安全施設（ガードレール、歩道橋等）の整備」(67.5%)、「地域の交通安全活動の充実・強化」(55.3%)と続いています。
- ・就学児童で子どもが犯罪の被害にあったことは「ある」が0.3%、「あいさうになったことはある」が3.4%です。

父親不在の問題について、父親が子育てに関わりづらい原因

- ・父親が子育てに関わらないという問題に対して、いずれの年齢でも30%以上は「社会的にも問題だし、わが家でも問題である」と感じています。「社会的には問題だが、わが家にはあてはまらないと思う」人は50%前後です。
- ・父親が子育てに関わりづらい理由は、いずれの年齢でも「残業などが多く、仕事を優先せざるをえないこと」(75%以上)、「子どもや家庭のことで休みをとることに職場の理解を得にくいこと」(35%以上)、「通勤時間が長いこと」(35%以上)が多くなっています。

Ⅲ 計画の基本的な考え方

基本理念

基本目標1 まち全体で子育てを応援します

基本目標2 まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整えます

基本目標3 すべての子どもがいきいきと育つよう支援します

基本目標4 安心して子育てができるまちづくりを進めます

Ⅲ 計画の基本的な考え方

基本理念 みんなでスクラム 子育て・子育て応援都市 逗子

本計画では、前期行動計画で掲げた基本理念を引き継ぎつつ、近年及び近い将来対応すべき課題をふまえ、後期計画の基本理念を次のとおり掲げます。

(1) 子育ての主人公は親と子。地域全体で応援できるまちとなるように

子育てする家庭をまち全体で温かく見守り、子育てを親が主体的に行っていけるよう、それぞれの個性・得意分野を生かして地域の人々がお互いにサポートしていくことが大切です。子育てしている家庭が、地域で暮らす人々や親族とふれあい支えあうことで、みんなが自身の生活に満足でき、虐待や犯罪被害などがないまちを目指していきます。

(2) 子どもがみんな、いきいきとして、幸せな大人になれるように

すべての子どもは、生命と人権を尊重され、いきいきと幸せに育つことが保障なければなりません。私たちのまちで生まれ育っている子どもはみんな、障がいがあってもなくても、どのような家庭環境でも、主体的に生きていく力を身に付けるためのサポートを受ける権利を持っています。私たち一人ひとりがこのような意識を持つことにより、すべての子どもが幸せに育つことを応援するまちをつくっていきます。

(3) まち全体が、子どもも親も共に育まれる豊かな環境となるように

逗子には、海・山・川・まち・人・歴史や文化があり、すべてが、子どもにとって豊かな遊びと学びのための環境です。その中で、子どもの「興味」「体力」「生きる力」を育ていけることが大切です。また、子どもが日々成長していくように、親自身も日々の子育てを通じ、親として成長していくものです。乳幼児から青少年まで、さらには「これから親となる人たち」も含め、まさに次世代が存分に学び、成長し、活躍できるまちを目指していきます。

みんなでスクラム 子育て・子育て応援都市 逗子

子育ての主人公は親と子。地域全体で応援できるまちとなるように！
子どもがみんな、いきいきとして、幸せな大人になれるように！
まち全体が、子どもも親も共に育まれる豊かな環境となるように！

基本目標 1

まち全体で
子育てを応援します

- * 妊産婦、乳幼児等とその家族の安心を支える環境づくり
- * 子育て情報の整備と提供
- * 子育て相談の充実
- * 親子遊びの場づくり
- * 育児ストレスへの対応
- * 地域にある「施設サービス」と「市民の力」との連携
- * 保育支援ニーズの多様化に対する保育所や幼稚園の機能拡充
- * 男女の多様な働き方に対する応援
- * 父親の育児参加の促進

基本目標 2

まちを生かした
豊かな遊びと学びの環境を
整えます

- * 児童・青少年の居場所づくり
- * 放課後児童クラブ事業（学童クラブ）の推進
- * 逗子のまちそのものを豊かな遊びと学びの場とする仕組みづくり
- * 健やかな心身の育成
- * 幼児教育の充実
- * 教育・保育等子育て関連施設の連携による学びの充実
- * 乳幼児とふれあい交流の推進
- * 学校・家庭・地域でのプレ親教育の推進

基本目標 3

すべての子どもが
いきいきと育つよう支援します

- * 子どもが健やかに育つ環境づくり
- * 保護が必要な子どもと親への対応
- * すべての子どもを受け入れる環境づくり
- * 障がい児がいる家庭への支援
- * 障がい児と家族を支える環境づくり
- * ひとり親家庭への自立支援の推進

基本目標 4

安心して子育てができる
まちづくりを進めます

- * 子育てバリアフリーの推進
- * 交通安全教育の推進
- * 防犯体制の強化

基本目標 1 まち全体で子育てを応援します

若い人々は、子どもを産み育てることへの夢と確かな自信を、子育て中の人々は、家庭・地域・職場でいきいきと活躍できるようなまちを、市民と共につくっていきます。

成果指標

- 様々な場で、子育てを支援する事業・活動が行われています。
- 家庭での育児や地域での子育て支援活動に参加する男性が増え、子育て支援分野以外の公的会議等に参加する女性が増えています。
- 仕事と生活の両立が図られていると感じ、子育てをしている現在の生活に満足できる保護者が増えています。
- 保育サービスの待機児童が前年度に比べ減少しています。

基本目標 2 まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整えます

逗子市の豊かな自然環境や市民の力を生かし、子どもが心身共にたくましく生きる力と豊かな人間関係を培い、子ども自身もまちづくりに主体的に関わっていくことができるよう、様々な活動・体験の機会と環境づくりを進めます。

成果指標

- 中高生・青少年が主体となって参画する活動が、児童館（児童館機能を有する施設を含む）など学校外の地域社会において、ますます活発に行われています。
- 自然環境を生かした野外活動、地域の事業者団体の協力による職場体験、地域の伝承文化の学び、学校や地域におけるスポーツ活動、乳幼児とのふれあいをはじめとする異年齢との交流など、まちを生かした遊びや学びがますます多様化し、子どもたちの生活に定着しています。
- まちを生かした遊びと学びの場を支える大人たちが、お互いに支えあって、活動を活発化させています。

基本目標3 すべての子どもがいきいきと育つよう支援します

すべての子どもが自分を愛しみ、豊かな可能性を伸ばしながら育つ権利があります。障がいの有無や家庭環境などのいかにかわらず、まちの中でいきいき過ごし、大人になる夢を育むための環境づくりと適切なサポートをしていきます。

成果指標

- 子育てに不安をもった人も、ライフステージや課題に応じた相談等の支援を通じて、子どもや家庭の実情に応じ、子育てについて満足感をもって暮らしています。
- 保護が必要となった子どもが、地域社会や専門的な支えを得て、確かな育ちを実現できています。
- すべての子どもが、地域の社会資源を利用して、遊んだり、ふれあったり、学んだりしています。

基本目標4 安心して子育てができるまちづくりを進めます

安全で安心なまちであることは、子どもや子育て家庭だけでなく市民共通の願いです。まちのバリアフリー化、交通安全、防犯など、子どもや子育て中の家庭が安心して、のびのび活動できるような環境づくりを進めます。

成果指標

- 身近な地域がどのようにしたら安全・安心なまちになるかを、子どもや子育て中の家庭を交えて一緒に考え、皆で活動を展開しています。
- ベビーカーなどを利用する人や幼い子を連れた人が、市内で行われる様々な行事や活動に出かけています。
- 交通事故や犯罪被害に遭う子どもが減り、子どもや子育て中の家庭が安心して暮らせるまちになっています。

IV 子育て・子育て支援プロジェクト (後期計画における重点的な取り組み)

- 重点施策1 児童館（児童館機能を有する施設を含む）の多角的事業展開
- 重点施策2 常設型と地域型の「親子遊びの場」の創出
- 重点施策3 みんなの相談ネットワーク
- 重点施策4 “ちょっと・ほっと” サポート

Ⅳ 子育て・子育て応援プロジェクト

(後期計画における重点的な取り組み)

本計画では、本市の次世代育成支援行動計画《後期計画》における重点的な取り組みとして、「子育て・子育て応援プロジェクト」を位置づけます。これらのプロジェクトは、現状と課題をふまえると重要性が高く、本計画期間において特に力を入れて取り組むべき施策課題であり、本計画の基本目標を横断的にリードする役割をもつものです。

(1) 子育て・子育て応援拠点を地域全体に

重点施策① 児童館（※児童館機能を有する施設を含む）の多角的事業展開

重点施策② 常設型と地域型の「親子遊びの場」の創出

子ども自身や子育て家庭が主体的に活動でき子育て・子育てに関する地域の活動や事業が連携・協働する拠点とともに、親子遊びの場を身近な地域で設定するなど、子育て・子育て応援拠点を地域全体に展開していきます。

(2) みんなの相談ネットワーク

重点施策③ 相談機能の充実

公的に行われる専門的相談支援サービス（公）と、先輩父母や地域の人々のサポート（共）が、有機的に連携していきます。

(3) “ちょっと・ほっと” サポート

重点施策④ レスパイト※¹及び家事等の援助の充実

一時預かりの保育サービスなどレスパイトサービス、ファミリーサポート※²やフレンドリーヘルパー※³などを“ちょっと”の時間でも気軽に利用でき“ほっと”できるサポートを充実します。

※「児童館機能を有する施設」とは、子どもや青少年の活動の場であるとともに、異世代の交流が図られる施設を言います。

※¹レスパイト レスパイトは息抜きの意。「レスパイトサービス」は、お子さんを一時的に預かって家族の負担を軽減する援助サービス。

※²ファミリーサポート（センター） 手助けが必要な人＝依頼会員と、手伝える人＝提供会員を結びつける会員制の有償ボランティア制度。

※³フレンドリーヘルパー 日常の家事等をサポートする会員制の互助組織、市社会福祉協議会で登録制で実施。

重点施策①

児童館（児童館機能を有する施設を含む）の多角的事業展開

現状と課題

「子育て・子育て」の中心には、子ども自身と子育て中の家庭がいます。子ども達が豊かに成長するためには、家族や地域社会の一員としてルールを守りつつ、自分たちに関係あることについて話したり、グループをつくったり、活動することができ、自分らしく成長するために、遊んだり休んだり、様々な情報を得て自分の考えや信じる事が守られることが大切です。

本市では、これらのことを展開する場として、児童館を設置したいと考えました。具体化に向けて児童館（児童館機能を有する施設を含む）の検討にあたっては、子どもたち自身が施設の運営に主体的に参画し、交流し、だれもが自分の居場所として利用できるよう留意してきました（平成19年度逗子市次世代育成支援計画部会報告書『“ずしっ子秘密基地”の実現と全市的な子どもと親の居場所の確保のために』）。このような考え方は、児童館（児童館機能を有する施設を含む）を新たに開設したあとも十分に生かしていかなければなりません。

児童館（児童館機能を有する施設を含む）は、子どもたちによる自主的な運営への参画や自発的な企画を尊重し、いつでも多目的に利用できるロビーをはじめとして、音楽や工作、調理その他の文化活動、屋内スポーツ等が、どんな子どもでも、1人で来館しても、自らの居場所として尊重されるほか、主体的に活動できるような施設とすることを考えています。

また、児童館（児童館機能を有する施設を含む）では、中高生を含む子どもの居場所や大学生の参加が期待されるだけでなく、高齢者や異年齢の子どもや親子との交流、子育て経験者等の子育てサポーターの養成・配置、ピアカウンセリング*の場づくり、先輩父母との交流機会づくりなどをはじめとする様々な活動が展開され、子育て支援・子育て支援が自然に行われる地域文化の醸成が図られる基幹的な施設とすることを考えています。

※ピアカウンセリング 同じ職業や障がい、痛みを抱えている状況など、同じ立場にある仲間どうしによる共感的カウンセリング、情報交換。

すべての子どもの居場所をつくり、様々な活動が子どもたち自身により自主的、自発的に展開されることは、「子育て」のために欠かすことはできません。

加えて、各種の子育て支援活動・事業の効果的な連携・連動があつてこそ、本計画の4つの基本目標が実現できます。また、子育てに関する情報、子どもに関する相談情報は、それぞれの専門的な機関・施設で生かされていますが、それらの市全体での収集、分析・整理、発信・活用が必要です。こうした連携や自主的な活動の基幹となる結節点の構築が求められています。

重点施策の概要

- ・ 子どもたちが主体的に運営に参画し、交流し、だれもが自分の居場所として利用
- ・ 乳幼児とその保護者の親子遊びの場、居場所、交流場所
- ・ 「親子遊びの場」のセンター的機能
- ・ みんなの相談ネットワークの拠点
- ・ 関連事業を有機的に展開することで子育て・子育て支援活動を活発化

主な関連事業

- * 中高生の居場所、活動場所。青少年による子育て・子育て支援の場
- * 子育て情報の収集、編集、発信
- * 子育てサポーターの育成、ピアカウンセリングの実施、地域における支援ネットワークづくり、子育ての先輩父母による支援ネットワークづくり
- * 児童館（児童館機能を有する施設を含む）と連携したふれあいスクールの機能充実化
- * 子育て・子育て関連施設間の力を集める事業の推進

重点施策②

常設型と地域型の「親子遊びの場」の創出

現状と課題

日常の子育てを楽しく、安心して行うために、多くの子育て家庭の皆さんが「子どもを遊ばせる場や機会の提供が必要」と考えています。一方、子育ての中で現在の生活に不満が募っている人や自身で虐待をしていると思う人の特徴として、地域から孤立しておりインフォーマルに預けたり相談したりすることが困難な生活像が伺われます。

乳幼児とその親がより豊かに暮らすことができるよう、気軽に出かけることができ、地域の他の親らと交流することができる自由で開放的な「親子遊びの場」が必要です。具体的には、いつでも利用することができる常設型の場とともに、地域において理解ある住民の皆さんや近くに住む他の親子との交流ができる場も必要です。

特に地域型の「親子遊びの場」は、地域住民の皆さんの御協力により地域活動センターや自治会館・町内会館などを活用するとともに、市民の皆さんの経験や創意工夫を生かした活動との協働が欠かせません。

重点施策の概要

【常設型】

- * 市内を3ブロックに分け地域の実情に応じ計画的に、常設のプレイルームを配置

【地域型】

- * 地域の既存施設を活用し、市民との協働により非常設型の「親子遊びの場」を展開



重点施策③

相談機能の充実～みんなの相談ネットワーク～

現状と課題

本市の子育て家庭の多くは、子育てについて相談するところがあります。しかし、相談するところがない人は「身近な相談相手がいない」「相談する窓口がわからない」といった不安を抱えているだけでなく、相談するところがある人でも、「どうしていいかわからなくなる」経験をもっており、このような中で、虐待をしていると認識している親も増加しています。

本市では、これまで保育所・幼稚園・子育て支援センターなどでの相談をはじめとして、子ども相談室を新設し子ども相談員を配置、教育研究所における学校への心理専門職の派遣といった先駆的な取り組み、小中学校における教育相談コーディネーター及び教育相談担当者の選任と組織化、要保護児童援助ネットワーク会議の活動などを展開してきました。今後はさらに、赤ちゃんのいる家庭に専門職による全戸への訪問を行う等の母子保健の充実による育児不安の軽減、解消を図っていかねばなりません。

加えて、先輩父母や地域の人々による支援のネットワークやピアカウンセリングなど「共のサポート」の確立と、既存の公的相談支援サービスを更に充実させ、これらの有機的な連携により適切な橋渡しが可能となる重層的な相談体制を構築していきます。

重点施策の概要

【共のサポート】

- *先輩父母や地域の人々による支援のネットワークづくり
- *ピアカウンセリングの実施

【公的な相談支援サービス】

- *こども相談、子育て支援センター、教育研究所、母子保健、療育などの充実
- *既存の子育て・子育て関連の施設、相談支援サービスの連携強化
- *赤ちゃんのいる家庭への全戸訪問実施

【共のサポートと公的相談支援サービスの有機的連携】

- *共のサポートと公的な相談支援サービスの連携強化のための研修会や連絡会等の実施



重点施策④

レスパイト及び家事等の援助の充実 ～ “ちょっと・ほっと” サポート ～

現状と課題

本市では、核家族の「母親」が育児をしている家庭が多く、社会参加やリフレッシュに出かけるために、例えば祖母や近所の方に子どもの世話や家事を“ちょっと”頼むということが行いにくくなっています。育児中の人々にとって、“ほっと”とできる「自分の自由になる時間を持ってない」ことは、つらいものです。また、一時的に保育に欠ける時、泊まりがけで預けなければならなかった時、子どもが病気や病気回復期で保育所等を休んだ時などに、困ったという体験をもつ人は少なくありません。

施設型の子育て支援としては、就学前児童の保護者の就業日時の多様化に対応した保育サービスの充実とともに、就労以外の理由でも一時的に気軽に利用できる保育サービスの充実も必要です。また、保護者のレスパイトを目的とした一時預かり、保護者の急病やひとり親家庭の出張等に対応できるショートステイ的な保育サービスについても検討していきます。

さらに、訪問型の子育て支援としては、障がい児や病後児への対応や外国語対応が可能な支援者の確保を図るほか、フレンドリーヘルパー、ファミリーサポートセンター、養育支援家庭訪問事業^{*}による重層的な支援体制をつくり、家庭の実情に応じた利用しやすいサポートを拡充していく必要があります。

重点施策の概要

- * 保育支援ニーズの多様化への対応
- * 一時預かり保育の実施
- * ファミリーサポートセンター、フレンドリーヘルパー等の利用に対する助成
- * 養育支援家庭訪問事業の充実



^{*}養育支援家庭訪問事業 ヘルパー、保健師、助産師等が家庭に訪問し支援を行う公的サービス。

V 分野別行動計画

基本目標1 まち全体で子育てを応援します

基本目標2 まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整えます

基本目標3 すべての子どもがいきいきと育つよう支援します

基本目標4 安心して子育てができるまちづくりを進めます

分野別行動計画別表

V 分野別行動計画

基本目標1 まち全体で子育てを応援します

1. 妊産婦、乳幼児等とその家族の安心を支える環境づくり

行動計画	後期計画 内容	関連所管課	前期計画	後期計画
1-1-① 妊産婦、新生児・乳幼児 家庭への訪問指導活動	保健師、助産師による、妊産婦・新生児・乳幼児への母子保健訪問活動を継続して行います。	子育て支援課	継続	継続
1-1-② 育児教室、両親教室等の 学習機会の充実	とくに初めて親になる人々に対して、健診・教室や相談を実施するとともに、育児のノウハウや親になる心構え、市のサービスの紹介などを行います。	子育て支援課	継続	継続
1-1-③ 民生委員児童委員、主任 児童委員の活動の充実	子ども・子育て家庭の見守りなど、関係機関・団体との連携を図り、行事参加や研修等を含めて、子育て支援に力を入れた活動を促進します。	社会福祉課	継続	継続
1-1-④ 医療費助成	小児の医療費の助成を継続して実施します。	子育て支援課	継続	継続
1-1-⑤ 育児を温かく見守り支援 する地域文化の醸成	身近な地域で育児を温かく見守り、さりげなく支援する文化を、地域福祉計画とも連携し、醸成します。	子育て支援課 社会福祉課(社会福祉協議会) 児童青少年課	なし	新規
「逗子市母子保健計画」 の推進	母子保健に関する政策や施策については、基本的に「逗子市母子保健計画」によるものとし、適宜本計画との連動を図ります。	子育て支援課	継続	継続
食育の推進	逗子市食育推進計画策定後は、食育に係る事業については、適宜本計画との連動を図ります。	国保健康課	なし	新規

2. 子育て情報の整備と提供

行動計画	後期計画 内容	関連所管課	前期計画	後期計画
1-2-① 子育てに役立つさまざまな情報の収集、編集、発信等を一元的に行う体制の整備	「子育て情報誌」「陽だまり」などの子育て情報誌や子育て関係機関や団体と連携を図り、子育てに役立つさまざまな情報を一元的に収集、編集、発信していきます。	子育て支援課	拡充	拡充

3. 子育て相談の充実

行動計画	後期計画 内容	関連所管課	前期計画	後期計画
1-3-① 子ども相談室の設置	子どもに関する一義的な相談窓口において、さまざまな施設・機関で受け付けた相談情報を一元化し、個人情報を保護しながら、専門機関等に橋渡ししていきます。	子育て支援課	新規	拡充
1-3-② 子育て支援センターの相談業務の拡充	子育て支援センターの相談業務の充実とともに、地域巡回相談等を行います。	子育て支援課	拡充	拡充
1-3-③ 保育所、幼稚園による子育て相談の充実	子どもに関係する相談機関との連携を図りながら、市内の保育所、幼稚園による子育て相談事業を拡充していきます。	子育て支援課 保育課	拡充	拡充
1-3-④ 子育ての先輩父母による支援ネットワークづくり	児童館（児童館機能を有する施設*を含む）を拠点とし、子育て経験者等の子育てサポーターの養成・配置、ピアカウンセリングの場づくり、先輩父母との交流機会づくりを進めます。	子育て支援課 児童青少年課	新規 (前期未実施)	新規

4. 親子遊びの場づくり

行動計画	後期計画 内容	関連所管課	前期計画	後期計画
1-4-① 親子遊びの場の整備と連携 基本目標 2-1 と関連	親子遊びの場づくりのセンター的機能を担う場を児童館（児童館機能を有する施設*を含む）内に整備するとともに、市内に親子遊びの場を計画的に配置します。また、「子育てひろば（子育て支援センター）」「ほっとスペース（ふれあいスクール事業）」「子育て ROOM 陽だまり（社会福祉協議会）」「親子広場（育児サークル連絡協議会）」等の事業や生涯学習活動との効果的な連携・連動を図ります。	子育て支援課 児童青少年課 緑政課	拡充	拡充

*児童館機能を有する施設とは、子どもや青少年の活動の場であるとともに、異世代の交流が図られる施設を言います。

行動計画	後期計画 内容	関連所管課	前期計画	後期計画
1-4-② 子育てサークル、親子遊びイベント等への支援	子育てサークルへの支援を継続するとともに、育児関係団体や保育所、幼稚園と連携も含めて、親子遊びのイベントなど参加の場づくりを促進します。	子育て支援課 保育課 児童青少年課	拡充	拡充
1-4-③ 世代間交流による豊かな遊びと学びの機会づくり	幼稚園、保育所、小学校における事業を始めとして、生涯学習推進事業、高齢者の生きがいづくり関連事業、地域育児センター事業等において、「世代間交流」による遊びと学びの機会づくりを推進します。	子育て支援課 介護保険課 保育課 学校教育課 市民協働課 社会教育課	拡充	拡充
1-4-④ 逗子の自然を親子で楽しむプログラムの充実	児童館（児童館機能を有する施設を含む）や親子遊びの場を始めとした様々な場で、地域資源の発掘・活用を図り、逗子の自然を親子で楽しむプログラムの充実を進めます。また、子ども情報誌の発行など、子どもと家族の遊び・学びに関する情報提供を推進します。	子育て支援課 児童青少年課 社会教育課	拡充	拡充
1-4-⑤ 親子で楽しめるまちなかのプログラムの充実	親子で楽しめるコンサート施設、スポーツ施設、食堂等の施設整備とこれらを利用に係るプログラムの充実を図ります。	児童青少年課 社会教育課 文化プラザホール(芸術文化事業協会) 緑政課	拡充	拡充
1-4-⑥ 公園などの遊び場整備	市内の街区公園を地元自治会・老人会・子ども会も参加して整備、公園アダプト・プログラムにより住民との協働で管理するほか、安全・快適な遊び場づくりを進めます。	緑政課	継続	継続

5. 育児ストレスへの対応

行動計画	後期計画 内容	関連所管課	前期計画	後期計画
1-5-① 乳幼児の親の集い・交流の場づくり	計画的に親子遊びの場を配置し、子育て中の市民どうしの交流を促進します。	子育て支援課 児童青少年課	拡充	拡充
1-5-② レスパイト機能の確保 基本目標 1-7 と関連	就労以外の理由で一時的に利用できる一時保育・一時預り等の保育サービスを拡充します。また、託児サービス付きの趣味・教養講座、公演等、子育て中の親に対する心身のもみほぐしや健康リフレッシュのための事業を実施します。	保育課 子育て支援課 児童青少年課 文化プラザホール(芸術文化事業協会) 社会教育課	新規 (前期未実施)	新規

行動計画	後期計画 内容	関連所管課	前期計画	後期計画
1-5-③ 母親等の社会参加の場づくり	審議会・協議会を始めとして、各種の講座、公演等の開催にあたっては、開催日時の工夫や託児を制度化し利用を推進します。	社会福祉課(社会福祉協議会) 子育て支援課 市民協働課	新規 (前期未実施)	新規
1-5-④ 相談機能の拡充	子ども相談室が行う専門機関への橋渡しや子育て支援センターの相談機能の充実に加え、子育てサポーターなどによる仲間づくりや集いへの誘い、ピアカウンセリングなど柔軟な対応を図ります。	子育て支援課 児童青少年課	拡充	拡充

6. 地域にある「施設サービス」と「市民の力」との連携

行動計画	後期計画 内容	関連所管課	前期計画	後期計画
1-6-① ファミリーサポートセンター機能の拡充 基本目標 1-5 と関連	障がい児や病後児に対する対応、外国語対応等が可能な支援会員の確保を図ります。また、利用料負担の軽減、所得や利用時間に応じた利用料の設定等の見直しを図ります。	子育て支援課	拡充	拡充
1-6-② 病後児の保育支援	医療機関やファミリーサポートセンター、NPOなどと連携した保育支援への体制づくりを進めます。	子育て支援課 保育課	拡充	拡充
1-6-③ 生涯学習等と保育・教育施設、子ども会、子育てサークル等の連携 基本目標 1-4 と関連	「ブックスタート事業」や「おはなし会」等の図書館活動事業や他の生涯学習活動と保育・教育施設、子ども会、子育てサークル等との連携を推進します。また、ずし生涯学習ガイドブック等により、子育てサークルなどの次世代育成に貢献する市民団体の情報を提供し連携を推進します。	子育て支援課 保育課 児童青少年課 社会教育課 市民協働課 学校教育課 図書館	継続	継続
1-6-④ NPO等の活動支援 基本目標 1-1 と関連	子育て家庭の支援に関わるホームヘルプ、配食、食育及びそれに関係する活動や事業を行うNPO、ボランティアグループ等に対する支援を行います。	子育て支援課 市民協働課 社会福祉課(社会福祉協議会) 国保健康課	拡充	拡充
1-6-⑤ 地域の力を生かした子育て支援施策の展開	地域福祉計画と連携し、子育て関連機関相互の連携方法を検討していくとともに、イベントなどさまざまな機会を捉えて地域の理解促進や市民の力の導入を図っていきます。	子育て支援課 児童青少年課 社会福祉課(社会福祉協議会)	拡充	拡充

行動計画	後期計画 内容	関連所管課	前期計画	後期計画
1-6-⑥ 商店街や企業との協力の促進	利用客向けの託児サービスやプレイルーム作りへの協力など、商店街や企業での保育サービスを促進します。	子育て支援課 経済観光課 保育課※	拡充	拡充
1-6-⑦ さまざまな施設を活用した子育て支援施策の展開	公園、図書館、体育館、公民館、学校、保育所、幼稚園、地域活動センター、民間事業所等の施設のバリアフリー化を進め、各種のイベントの企画・開催や親子遊びの場の活動との連動等を含めて、子育ての視点で活用していただけるような仕組み・プログラムづくりを推進します。	子育て支援課 保育課 児童青少年課 緑政課 市民協働課※ スポーツ課 学校教育課 社会教育課 図書館	新規 (前期未実施)	新規

7. 保育支援ニーズの多様化に対する保育所や幼稚園の機能拡充

行動計画	後期計画 内容	関連所管課	前期計画	後期計画
1-7-① 保育所における保育サービス（定期的な保育）の充実	就学前児童の保育者の就業ニーズや就業日時の多様化などに対応した保育サービスの充実を図ります。	保育課	拡充	拡充
1-7-② 必要な時、不定期・一時的に利用できる保育サービスの充実 基本目標 1-5、基本目標 3-2 と関連	就労以外の理由で一時的に利用できる保育サービスや保育所入所基準に満たない就労者に対する保育サービス等を実施します。また、保護者のレスパイトを目的とした一時預りの実施やひとり親家庭の出張時や緊急時等におけるショートステイ的な対応についてもその方策を検討します。	保育課 子育て支援課	拡充	拡充
1-7-③ 幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」の展開 →基本目標 2 の 6 と関連	幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」の展開を促進します。	保育課	新規 (前期未実施)	新規
1-7-④ 子育てに関する情報提供・交流事業への対応 基本目標 1-1、1-3 と関連	保育所・幼稚園が持つ情報や人材を生かし、地域全体の社会資源としてさらに充実していきます。	保育課	拡充	拡充
1-7-⑤ 保育の質の向上	保育所の苦情解決体制を維持するとともに、サービス評価の仕組みの導入を進めます。	保育課	拡充	拡充

8. 男女の多様な働き方に対する応援

行動計画	後期計画 内容	関連所管課	前期計画	後期計画
1-8-① 就業時間に即した保育支援 基本目標 1-7 と関連	休日保育の開始、延長保育の継続、ファミリーサポートセンター事業の充実などを図ります。	子育て支援課 保育課	拡充	拡充
1-8-② 柔軟な就業形態の促進	在宅勤務、フレックスタイム制、長時間労働の軽減など、柔軟な就業形態を企業に働きかけていきます。	子育て支援課 経済観光課 市民協働課	新規 (前期未実施)	新規

9. 父親の育児参加の促進

行動計画	後期計画 内容	関連所管課	前期計画	後期計画
1-9-① 父子参加イベント等の開催 基本目標 1-4 と関連	父親が参加しやすい日時に配慮し、自然体験や伝承的遊び、スポーツ、男性料理教室、父子料理教室など、父親の育児参加につながるイベントを開催していきます。	子育て支援課 市民協働課※ 児童青少年課 社会教育課 国保健康課 文化プラザホール (芸術文化事業協会)	拡充	拡充
1-9-② 父親向け学習機会の充実 基本目標 1-1 と関連	育児教室やセミナー、講座等を開催し、父親の育児参加に係る学習機会の充実化を図ります。	子育て支援課 社会教育課 児童青少年課	拡充	拡充
1-9-③ 父親の育児参加促進に関する企業等への働きかけ 基本目標 1-8 と関連	企業、地域住民等に、父親の育児参加の促進を働きかけていきます。	子育て支援課 経済観光課 市民協働課	新規 (前期未実施)	新規
1-9-④ 男女平等教育の推進	「ずし男女共同参画プラン」とも連携し、児童・生徒向けにも男女平等教育を推進します。	市民協働課 学校教育課 社会教育課 保育課	拡充	拡充
1-9-⑤ 市男性職員による積極的な育児参加の実践	逗子市次世代育成支援対策特定事業主行動計画と連動	職員課	拡充	拡充

基本目標 2 まちを生かした豊かな遊びと 学びの環境を整えます

1. 児童・青少年の居場所づくり

行動計画	後期計画 内容	関連所管課	前期計画	後期計画
2-1-① 中高生を含めた子どもの居場所づくり 基本目標 1-4 と関連	中高生を含む子どもの居場所として、児童館（児童館機能を有する施設を含む）を整備します。また、公園や学校体育施設の活用など、中高生などの遊び場の確保に努めます。	児童青少年課 スポーツ課 緑政課 学校教育課	新規 (前期未実施)	新規
2-1-② 子どもと青少年の自主活動の促進 基本目標 1-4 と関連	児童館（児童館機能を有する施設を含む）を拠点にして、大学生の参加、高齢者や異年齢の子どもや親子との交流も含めた、子どもが自ら育ち、育て合うさまざまな活動が展開することを支援します。	児童青少年課 子育て支援課	新規 (前期未実施)	新規
2-1-③ 「ふれあいスクール事業」の機能確立と全校実施 基本目標 3-3 と関連	ふれあいスクール事業（ほっとスペースを除く）は、児童館としての機能を果たすべく、小学生の放課後の遊び場確保を目的とした事業としての役割を確立し、市立小学校全校での実施を継続します。	児童青少年課	拡充	拡充

2. 放課後児童クラブ事業（学童クラブ）の推進

行動計画	後期計画 内容	関連所管課	前期計画	後期計画
2-2-① 放課後学童クラブ（学童クラブ）事業の推進 基本目標 3-3 と関連	共働き家庭やひとり親家庭など保護者が昼間不在である家庭の子ども放課後における生活の場を確保するため、全小学校区での実施を図ります。	保育課	拡充	拡充

3. 子どものまちそのものを豊かな遊びと学びの場とする仕組みづくり

行動計画	後期計画 内容	関連所管課	前期計画	後期計画
2-3-① 自然のなかで遊び、学ぶ仕組みづくり	自然環境を生かした地域教材の発掘・活用を図ります。また、海の良さや森や川など自然のなかでの体験学習を進めていきます。	学校教育課 児童青少年課 市民協働課 社会教育課	拡充	拡充
2-3-② まちの力を生かした職業体験やキャリア教育の充実	商工会や青年会議所、業界団体と連携し、さまざまな施設や商店街などで青少年の職業体験やインターンシップ事業などを展開していきます。	学校教育課 経済観光課	新規	拡充

行動計画	後期計画 内容	関連所管課	前期計画	後期計画
2-3-③ 地域における伝承（伝統）的な文化の継承	地域の伝承（伝統）的な文化を学校教育や幼稚園・保育園を始めとした様々な活動に取入れるなど、地域文化の継承、地域教育の推進を図ります。	学校教育課 保育課 児童青少年課 市民協働課 社会教育課	拡充	拡充
2-3-④ 学校教育における地域の人材の活用	地域の人材のネットワークを形成し、地域福祉計画とも連携して、教育の充実と世代間交流の促進を図ります。	学校教育課 社会福祉課(社会福祉協議会) 市民協働課 社会教育課※	拡充	拡充
2-3-⑤ 地域に根ざした特色ある学校づくりの推進	地域と連携した学習プログラムの展開など、魅力的な公立学校づくりを進めます。	学校教育課 市民協働課※ 社会教育課※	継続	継続
2-3-⑥ 家庭、地域、学校の連携・協力	開かれた学校づくりを目指し、ホームページや回覧板などで学校情報を発信します。また、学校評議員制度、学校関係者評価制度、学校支援地域本部などを通じ、家庭、地域、学校の連携・協力を進めます。	学校教育課 市民協働課※ 社会教育課※	拡充	拡充

4. 健やかな心身の育成

行動計画	後期計画 内容	関連所管課	前期計画	後期計画
2-4-① 学校教育におけるスポーツ環境の充実	体育授業や運動部活動の充実を、外部人材の導入などを通じて図ります。	学校教育課	継続	継続
2-4-② 地域スポーツ活動の推進	体育団体の育成、スポーツイベントの振興、指導者の派遣、学校体育施設の開放などにより、児童・青少年のスポーツ活動を促進します	スポーツ課(体育協会) 児童青少年課	継続	継続
2-4-③ 学校教育における心身の育成	生涯にわたる心身の健康保持・増進に必要な知識や生活習慣などを身に付けさせる健康教育を推進します。また、豊かな心を育むため、道徳教育の充実を図ります。	学校教育課	継続	継続
2-4-④ 家庭における健康管理の支援	家庭教育手帳の配付・活用を継続して行い、また、学校保健教育や食育を担う各種関係機関や団体との連携を通じ、家庭における健康管理の支援を進めます。	学校教育課 国保健康課	継続	継続

5. 幼児教育の充実

行動計画	後期計画 内容	関連所管課	前期計画	後期計画
2-5-① 家庭や地域への幼児教育についての情報提供	家庭教育手帳や子育て支援センター他による情報提供を継続して行い、また、図書館活動事業や幼稚園・保育園と家庭との連携などを通じ、幼児教育についての情報提供を推進します。	子育て支援課 学校教育課 図書館 保育課	継続	継続
2-5-② 幼稚園や保育所と小学校との連携体制づくり	「幼・保・小連携推進委員会」など教育関係機関協議連携事業を中心に幼稚園や保育所と小学校との連携体制づくりを進めます。	学校教育課 保育課	継続	継続
2-5-③ 幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」の展開	幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」の展開を促進します。(再掲)	保育課	新規 (前期未実施)	新規
2-5-④ 幼稚園の教育活動及び教育環境の充実	幼稚園の教育活動及び教育環境の充実を支援します。	保育課	継続	継続
2-5-⑤ 幼稚園就園奨励費の堅持	幼稚園就園への経済的支援を継続して行っていきます。	保育課	継続	継続

6. 教育・保育等子育て関連施設の連携による学びの充実

行動計画	後期計画 内容	関連所管課	前期計画	後期計画
2-6-① 子育て・子育て関連施設間の力を集める事業の促進	幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校、ほっとスペース、ふれあいスクール、児童館（児童館機能を有する施設を含む）など子どもの成長を支えるさまざまな施設や機関の連携やこれらが持つ知恵と力を結集する仕組みづくりを積極的に進めます。	子育て支援課 保育課 児童青少年課 学校教育課	新規 (前期未実施)	新規
2-6-② 幼・保連携推進事業の充実	「幼・保・小連携推進委員会」など教育関係機関協議連携事業を中心に幼稚園や保育所と小学校との連携体制づくりを進めます。(再掲)	学校教育課 保育課	継続	継続

7. 乳幼児とのふれあい交流の推進

行動計画	後期計画 内容	関連所管課	前期計画	後期計画
<p>2-7-① 保育所、幼稚園などにおける異年齢交流事業の充実</p> <p>基本目標 1-4、2-5、2-6 と関連</p>	<p>保育所・幼稚園・子育てサークルと地域・学校との交流により、異年齢の子どもどうし、青少年と子育て世代の学びあい、育て合いの展開を支援します。</p>	<p>保育課 児童青少年課 子育て支援課 学校教育課</p>	<p>拡充</p>	<p>拡充</p>
<p>2-7-② 青少年期からの育児体験教育の充実</p>	<p>中高生による保育所などでの体験交流やボランティア活動の促進を、市社会福祉協議会と連携して図ります。</p>	<p>保育課 学校教育課 社会福祉課(社会福祉協議会)</p>	<p>拡充</p>	<p>拡充</p>

8. 学校・家庭・地域でのプレ親教育の推進

行動計画	後期計画 内容	関連所管課	前期計画	後期計画
<p>2-8-① 思春期保健対策の充実</p> <p>基本目標 2-4 と関連</p>	<p>健康診断、相談、性教育、食事や生活習慣病に対する指導など思春期保健対策の充実を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>	<p>拡充</p>	<p>拡充</p>
<p>2-8-② さまざまな学びのプログラム開発の実施</p>	<p>保育所・幼稚園、学校、保健機関、市民と連携し、異年齢相互学習や地域のなかでの学びなど、子どもの年齢に対応したプレ親育てのプログラムを実施していきます。</p>	<p>学校教育課 保育課 児童青少年課</p>	<p>新規 (前期未実施)</p>	<p>新規</p>

基本目標3 すべての子どもがいきいきと育つよう支援します

1. 子どもが健やかに育つ環境づくり

行動計画	後期計画 内容	関連所管課	前期計画	後期計画
3-1-① 要保護児童対策地域協議会における連携強化	児童福祉法に基づく逗子市要保護児童援助ネットワーク会議において関係機関の連携を強化すること等を通じて、要保護児童の早期発見や適切な保護を図ります。	子育て支援課 教育研究所	拡充	拡充
3-1-② 子ども相談室と関係機関の連携 基本目標 1-3 と関連	子どもに関する一義的な相談窓口である子ども相談室の機能を拡充し、子育て・子育てに関わるさまざまな機関・人材と連携して、相談業務や必要な調査・指導を行います。	子育て支援課	新規	拡充
3-1-③ 教育相談窓口の充実	教育研究所を中心に、ひきこもり、不登校、いじめ対策などに関する相談窓口機能を充実していきます。	教育研究所 学校教育課	継続	継続
3-1-④ 保護者の育児や子どもの教育に対する不安解消のための相談・支援活動	逗子市要保護児童援助ネットワーク会議や子ども相談室等と連携して子育てに不安を持っている人・不登校の子への訪問活動、学習指導などを実施し、また、公立小中学校の相談機能を充実していきます。	教育研究所 学校教育課 子育て支援課	継続	継続

2. 保護が必要な子どもと親への対応

行動計画	後期計画 内容	関連所管課	前期計画	後期計画
3-2-① 要保護児童援助ネットワークによる有機的連携	逗子市要保護児童援助ネットワーク会議等を通じて、各関係機関が有機的に連携し、ケアが必要な児童の保護、子ども本人及び親のケアマネジメント体制を確立します。	子育て支援課 教育研究所 障がい福祉課	新規	拡充
3-2-② 児童保護に係るNPO活動などへの支援と連携	児童保護などに関わる関係機関や里親を始めとして、NPOやボランティア活動等を支援するとともに、子ども相談室を中心として連携していきます。	子育て支援課	新規 (前期未実施)	新規
3-2-③ 保護者・家庭の自立支援 基本目標 3-4、3-6 と関連	保護者や家庭の養育力を安定させるため、保護者のケアや就労支援、保育や家事のサポートなどを推進し、サービス利用の費用負担軽減策等の実施を検討するなど、立ち直りまでの支援をします。	子育て支援課	継続	継続

3. すべての子どもを受け入れる環境づくり

行動計画	後期計画 内容	関連所管課	前期計画	後期計画
3-3-① 学校・保育所・幼稚園における障がい児などの受入れ体制の充実	就学支援や学習支援体制の拡充を図ります。また、送迎時や学校生活を教育部門と福祉部門が連携して支援し、共育のためのプログラムを導入するなど子どもどうしの理解・支えあいを推進します。	学校教育課 障がい福祉課 保育課	拡充	拡充
3-3-② ふれあいスクールや学童クラブにおける障がい児などの受入れの充実	生活支援、見守り、共育的活動の展開など受入れ体制の充実を図ります。	保育課 児童青少年課	拡充	拡充
3-3-③ 医療・保健との連携による心身のケア体制の確保	学校などにおける障がい児などの受入れや心身に保護が必要な子どもの見守りなどについて、医療・保健機関との連携を図ります。	教育研究所 学校教育課 障がい福祉課 子育て支援課	拡充	拡充

4. 障がい児がいる家庭への支援

行動計画	後期計画 内容	関連所管課	前期計画	後期計画
3-4-① 障がいの早期発見・一貫した対応の充実 基本目標 1-1、1-3 と関連	乳幼児健診のほか、子どもの発達などについての相談体制の充実や医療機関との連携などにより、障がいの早期発見、早期対応を促進するとともに、保護者や家族のサポートシステムを整備するなど、一貫した支援体制を構築します。	子育て支援課 障がい福祉課	拡充	拡充
3-4-② 療育、リハビリテーションの充実	親子教室と療育相談室を中心に、医療・保健機関、保護者や支援者のネットワークとの連携を図りながら、家族ぐるみの療育事業を充実していきます。	障がい福祉課 子育て支援課	継続	拡充
3-4-③ 広汎性発達障がいなどの児童に対する特別支援教育の充実	教育部門と福祉部門が連携し、学習会、ケース会議などの実施により、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいなどの児童・生徒の学校生活を支援していきます。	学校教育課 障がい福祉課	拡充	拡充

5. 障がい児と家族を支える環境づくり

行動計画	後期計画 内容	関連所管課	前期計画	後期計画
3-5-① 関係機関の連携の仕組みづくり	県総合療育相談センター、県総合教育相談センター、教育研究所、保健福祉事務所、児童相談所、療育相談室、保健師、学校、幼稚園、保育所など障がい児等を支援する関係機関の連携を強化します。	障がい福祉課 子育て支援課 教育研究所	拡充	拡充
3-5-② 相談・情報提供事業の充実	子ども相談室、子育て支援センター、療育相談室、教育研究所、教育相談コーディネーターなどの相談機関相互の連携を図り、専門機関などへの橋渡しを行っていきます。	障がい福祉課 子育て支援課 教育研究所	拡充	拡充
3-5-③ 地域における支援ネットワークづくり	ピアカウンセリングの体制づくり、市民による支援ボランティアの振興、専門家によるバックアップの体制づくりなどの仕組みを構築します。	障がい福祉課 子育て支援課 児童青少年課	拡充	拡充
3-5-④ 中高生の「共に生きる」実践教育の推進	福祉についての体験的授業、地域福祉活動など、「共に生きる」実践教育を推進します。	学校教育課 社会福祉課(社会福祉協議会)	拡充	拡充

6. ひとり親家庭への自立支援の推進

行動計画	後期計画 内容	関連所管課	前期計画	後期計画
3-6-① 母子家庭への自立支援の推進	母子福祉資金の貸付け、家庭支援員の派遣、自立支援教育訓練給付など母子家庭に対する子育て支援の充実、就業支援の強化を促進します。	子育て支援課	継続	継続
3-6-② 相談、情報提供の充実	母子自立支援員によるひとり親家庭への情報提供や相談業務を含めた、支援の充実を図ります。	子育て支援課	継続	継続

基本目標4 安心して子育てができるまちづくりを進めます

1. 子育てバリアフリーの推進

行動計画	後期計画 内容	関連所管課	前期計画	後期計画
4-1-① 公共施設などの子育てバリアフリー推進	「逗子市公共施設整備福祉適合検討委員会設置等に関する要綱」に基づいた公共施設のバリアフリー整備や「逗子市交通バリアフリー基本構想」に基づいた公共交通機関などの施設のバリアフリー整備を推進します。	障がい福祉課 都市整備課	継続	継続
4-1-② 公園の遊具などの安全確保 →基本目標1の4と関連	アダプトプログラムの活用も含め、公園の遊具などの安全確保を推進します。	緑政課	継続	継続
4-1-③ 子ども・子育てに便利な施設などの情報提供の充実 基本目標1-2と関連	子育て・子育てに便利な施設などの情報提供の充実を図ります。	子育て支援課	拡充	拡充
4-1-④ 良好な住環境の確保	子育てしやすく誰もが住みやすい住環境の確保のため、逗子市環境基本計画や逗子市まちづくり条例等に基づき、良好な環境の保全・創造を推進します。	まちづくり課 環境管理課	なし	拡充

2. 交通安全教育の推進

行動計画	後期計画 内容	関連所管課	前期計画	後期計画
4-2-① 児童の交通安全教育の推進	新入学児童の交通安全教室や小学生自転車教室などの交通安全教育を推進し、また、指導人材の充実を図ります。	生活安全課 学校教育課	継続	継続
4-2-② 乳幼児の親に対する交通安全教育の推進	幼稚園、保育所、子育てサークルなどと連携し、乳幼児の親に対する交通安全教育を推進します。	生活安全課 保育課 子育て支援課	継続	継続
4-2-③ 交通安全施策の推進	学校や地域と連携し、交通整理員の配置や保護者による街頭指導の充実を図り、また、交通安全のために必要な標識や標示板などの整備を進めます。	生活安全課 都市整備課 学校教育課	継続	継続

3. 防犯体制の強化

行動計画	後期計画 内容	関連所管課	前期計画	後期計画
4-3-① 防犯講習の推進	CAPプログラムの実施など、子ども、親、教師などに対する研修会、講習会の開催及び市民への防犯講習開催を推進します。	生活安全課 学校教育課	拡充	拡充
4-3-② 防犯に関する情報提供	防犯マニュアルの作成・配布など防犯に関する情報の提供を推進します。	生活安全課	拡充	拡充
4-3-③ 防犯に関する関係機関などとの連携	逗子市防犯推進連絡協議会を通じた防犯に係る関係機関や団体との連携を図り、地域安心安全情報共有システムの周知及び活用を図ります。	生活安全課	新規	拡充
4-3-④ 防犯パトロール活動の促進	学校関係者や防犯ボランティアなどの関係機関・団体と連携し、幼稚園・保育所・学校などの付近や通学路における防犯パトロールや声かけ運動を推進します。	生活安全課 学校教育課 児童青少年課 保育課	継続	継続
4-3-⑤ 公共施設などの防犯設備の整備促進	道路、公園、駐輪・駐車場及び公衆便所などの公共施設について、防犯カメラや緊急通報装置などの防犯設備の整備を促進するとともに、街路灯、防犯灯、公園灯の整備を進め、道路、公園などの暗がり解消していきます。	生活安全課 経済観光課 緑政課 都市整備課 消防総務課	継続	継続
4-3-⑥ 緊急対応ネットワークづくり	子どもが犯罪に遭ったときの緊急避難所としての「子ども緊急避難所」などの防犯ボランティア活動を支援し、緊急対応ネットワークづくりを促進します。	生活安全課 児童青少年課 保育課 学校教育課	継続	継続
4-3-⑦ 子どもの安全確保	児童・青少年の健全な育成を阻がいのおそれがある有がい図書類や携帯サイトなどから子どもを守り、家庭や地域、警察等関係機関と連携協力して子どもの安全確保を促進します。	学校教育課 児童青少年課	拡充	拡充

注) 関連所管の欄で各所管名の後に「※」のあるものは、関連所管として位置付けを行うものの、行動計画別表において個別事業等の位置付けを行わないもの。

分野別行動計画別表（平成22年度版）

基本理念 みんなでスクラム 子育て・子育て支援都市 逗子

備考の「◎」は、重点施策の関連事業である。

大項目	中項目	個別計画	区分	事業名	実施方針等	所管名	備考
基本目標 1 まち全体で 子育てを応援します 【成果指標】 ＊様々な場で、子育て支援事業・活動が行われています。 ＊家庭での育児や地域での子育て支援活動に参加する男性が増え、子育て支援分野以外の公的会議等に参加する女性が増えています。 ＊仕事と生活の両立が図られていると感じ、子育てをしている現在の生活に満足できる保護者が増えています。 ＊保育サービスの待機児童が解消されています。	1. 妊産婦、乳幼児等とその家族の安心を支える環境づくり	①妊産婦、新生児・乳幼児家庭への訪問指導活動	継続	母子保健事業	母子保健計画で進行管理する。	子育て支援課	
		②育児教室、両親教室等の学習機会の充実	継続	母子保健事業	母子保健計画で進行管理する。	子育て支援課	
		③民生委員児童委員、主任児童委員の活動の充実	継続	民生委員・児童委員経費	活動の更なる促進を図る。	社会福祉課	
		④医療費助成	継続	小児医療費助成事業	現在の給付水準は維持し、充実化を検討する。	子育て支援課	
		⑤育児を温かく見守り支援する地域文化の醸成	新規	地域福祉計画	地域福祉計画で進行管理する。	社会福祉課(社会福祉協議会)	
				(仮称)児童館（児童館機能を有する施設を含む）運営事業	施設を開所する。	児童青少年課	◎
			次世代育成支援対策事業	様々な事業を活用し推進する。	子育て支援課		
	「逗子市母子保健計画」の推進	継続	母子保健計画との連携及び推進		子育て支援課		
	食育の推進	新規	食育推進計画	食育推進計画で進行管理する。	国保健康課		
	2. 子育て情報の整備と提供	拡充	①子育てに役立つさまざまな情報の収集、編集、発信等を一元的に行う体制の整備	子育て支援センター運営事業	提供する情報の精査・充実を図る。	子育て支援課	◎
			次世代育成支援対策事業	提供する情報の精査・充実を図り、一元化にかかる仕組みを作る。	子育て支援課	◎	
	3. 子育て相談の充実	拡充	①子ども相談室の設置	子ども相談室運営事業	関係機関等との連携を強化する。	子育て支援課	◎
				子育て支援センター運営事業	相談業務の更なる充実化を図る。	子育て支援課	◎
		③保育所、幼稚園による子育て相談の充実	拡充	地域育児強化事業	民間保育所を支援する。	保育課	◎
子ども相談室運営事業				保育所、幼稚園との連携を強化する。	子育て支援課	◎	
④子育ての先輩父母による支援ネットワークづくり		新規	(仮称)児童館（児童館機能を有する施設を含む）運営事業	施設を開所する。	児童青少年課	◎	
	次世代育成支援対策事業		支援ネットワークづくりを推進する。	子育て支援課	◎		

大項目	中項目	個別計画	区分	事業名	実施方針等	所管名	備考
(基本目標1)	4. 親子遊びの場づくり	①親子遊びの場の整備と連携	拡充	(仮称)児童館（児童館機能を有する施設を含む）運営事業	施設を開所する。	児童青少年課	◎
				ふれあいスクール事業(ほっとスペース)	事業の統合も含めて、全市的な展開を検討する。	児童青少年課	◎
				子育て支援センター運営事業	更なる充実化を図る。	子育て支援課	◎
				親子遊びの場活動助成事業	親子遊びの場活動を行う団体に助成する。	子育て支援課	◎
				第一運動公園整備事業	施設を建設する。	緑政課	◎
		②子育てサークル、親子遊びイベント等への支援	拡充	(仮称)児童館（児童館機能を有する施設を含む）運営事業	施設を開所する。	児童青少年課	◎
				地域育児強化事業	民間保育所を支援する。	保育課	
				(仮称)親子遊びの場運営事業	常設の親子遊びの場を3か所配置する。	子育て支援課	◎
				次世代育成支援対策事業	子育てサークルへの支援を継続して行う。	子育て支援課	
		③世代間交流による豊かな遊びと学びの機会づくり	拡充	生きがい推進事業	事業の充実化を図る。	介護保険課	
				ふれあい祭り事業	事業の充実化を図る。	介護保険課	
				学校教育総合プラン	学校教育総合プランで進行管理する。	学校教育課	
				家庭教育推進事業	子育て支援、家庭教育の充実を目指す。	社会教育課	
				公民館学級講座事業	事業の充実化を図る。	社会教育課	
				生涯学習推進プラン	ずし生涯学習プランで進行管理	市民協働課	
				地域育児強化事業	民間保育所を支援する。	保育課	
				(仮称)親子遊びの場運営事業	常設の親子遊びの場を3か所配置する。	子育て支援課	◎
		④逗子の自然を親子で楽しむプログラムの充実	拡充	公民館学級講座事業	事業の充実化を図る。	社会教育課	
				(仮称)児童館（児童館機能を有する施設を含む）運営事業	施設を開所する。	児童青少年課	◎
				青少年育成事業	子どもの日のつどいの内容の充実化、参加者の増加を図る。	児童青少年課	
				(仮称)親子遊びの場運営事業	常設の親子遊びの場を3か所配置する。	子育て支援課	◎
		⑤親子で楽しめるまちなかのプログラムの充実	拡充	公民館学級講座事業	事業の充実化を図る。	社会教育課	
				通常業務		緑政課	
				(仮称)児童館（児童館機能を有する施設を含む）運営事業	施設を開所する。	児童青少年課	◎
				文化プラザホール事業運営費	逗子市芸術文化事業協会を支援する。	文化プラザホール(芸術文化事業協会)	
		⑥公園などの遊び場整備	継続	公園アダプト推進事業	安全・快適な遊び場づくりを進める。	緑政課	

大項目	中項目	個別計画	区分	事業名	実施方針等	所管名	備考
(基本目標1)	5. 育児ストレスへの対応	①乳幼児の親の集い・交流の場づくり	拡充	(仮称)児童館（児童館機能を有する施設を含む）運営事業	施設を開所する。	児童青少年課	◎
				ふれあいスクール事業（ほっとスペース）	事業の統合も含めて、全市的な展開を検討する。	児童青少年課	◎
				(仮称)親子遊びの場運営事業	常設の親子遊びの場を3か所配置する。	子育て支援課	◎
		②レスパイト機能の確保	新規	公民館学級講座事業、家庭教育推進事業	事業の充実化を図る。	社会教育課	◎
				(仮称)児童館（児童館機能を有する施設を含む）運営事業	施設を開所する。	児童青少年課	◎
				文化プラザホール事業運営費	逗子市芸術文化事業協会を支援する。	文化プラザホール(芸術文化事業協会)	◎
				地域育児強化事業	一時保育・一時預り等の拡充を図る。	保育課	◎
		③母親等の社会参加の場づくり	新規	社会福祉協議会への助成事業	託児制度の確立・推進を図る。	社会福祉課(社会福祉協議会)	
				市主催行事等託児事業	市主催行事等で託児を実施する。	子育て支援課	
				ずし男女共同参画プラン	ずし男女共同参画プランで進行管理する。	市民協働課	
				通常業務	庁内周知等を行う。	子育て支援課	
		④相談機能の拡充	拡充	(仮称)児童館（児童館機能を有する施設を含む）運営事業	施設を開所する。	児童青少年課	◎
				子育て支援センター運営事業	更なる充実化を図る。	子育て支援課	◎
	子ども相談室運営事業			更なる充実化を図る。	子育て支援課	◎	
	6. 地域にある「施設サービス」と「市民の力」との連携	①ファミリーサポートセンター機能の拡充	拡充	ファミリーサポートセンター運営事業	利用料負担の軽減、所得や利用時間に応じた利用料の設定等の見直しを図る。	子育て支援課	◎
				通常業務		保育課	◎
		②病後児の保育支援	拡充	ファミリーサポートセンター運営事業	病後児の受け入れ可能な支援会員の育成を図る。	子育て支援課	◎

大項目	中項目	個別計画	区分	事業名	実施方針等	所管名	備考
(基本目標1)	(6. 地域にある「施設サービス」と「市民の力」との連携)	③生涯学習等と保育・教育施設、子ども会、子育てサークル等の連携	継続	図書館活動事業	通常業務の一環として事業を実施。	図書館	
				学校教育総合プラン	学校教育総合プランにて進行管理	学校教育課	
				公民館学級講座事業	事業の充実化を図る。	社会教育課	
				青少年団体育成事業	通常業務の中で対応する。	児童青少年課	
				(仮称)児童館（児童館機能を有する施設を含む）運営事業	施設を開所する。	児童青少年課	◎
				生涯学習推進事業	年に1度のずし生涯学習ガイドブックの発行	市民協働課	
				通常業務	保育所・幼稚園の支援等を行う。	保育課	
				通常業務	子育てサークルへの支援等を行う。	子育て支援課	
		④NPO等の活動支援	拡充	逗子市社会福祉協議会助成事業	逗子市社会福祉協議会を助成し、事業を拡充する。	社会福祉課(社会福祉協議会)	
				市民活動推進事業	適切な支援を行う。	市民協働課	
				食育推進計画	食育推進計画にて進行管理する。	国保健康課	
				次世代育成支援対策事業	通常業務の中で支援の強化を図る。	子育て支援課	
		⑤地域の力を生かした子育て支援施策の展開	拡充	地域福祉計画	地域福祉計画にて進行管理	社会福祉課(社会福祉協議会)	
				(仮称)児童館（児童館機能を有する施設を含む）運営事業	施設を開所する。	児童青少年課	◎
				次世代育成支援対策事業	通常業務の中で対応する。	子育て支援課	
		⑥商店街や企業との協力の促進	拡充	労政事業	関連リーフレット冊子の配架及び広報などでのPR等を行う。	経済観光課	
				次世代育成支援対策事業	通常業務の中で対応する。	子育て支援課	
		⑦さまざまな施設を活用した子育て支援施策の展開	新規	通常業務		図書館	
				市立体育館維持管理事業	だれもが利用しやすい施設となるよう効率的な維持管理を行う。	スポーツ課	
				通常業務		学校教育課	
				通常業務		社会教育課	
				通常業務		緑政課	
				(仮称)児童館（児童館機能を有する施設を含む）運営事業	施設を開所する。施設を開所する。	児童青少年課	◎
				地域育児強化事業	民間保育所を支援する。	保育課	
				(仮称)親子遊びの場運営事業	常設の親子遊びの場を3か所配置し、各種活動と連携する。	子育て支援課	◎

大項目	中項目	個別計画	区分	事業名	実施方針等	所管名	備考
54	7. 保育支援ニーズの多様化に対する保育所や幼稚園の機能拡充	①保育所における保育サービスの充実	拡充	保育所入所事業ほか	保育所入所待機児童をなくす。	保育課	
				(仮称)休日保育事業	事業の実施を検討する。	保育課	
				延長保育推進事業	事業の実施水準を維持し、必要に応じて拡充を検討する。	保育課	
		②必要な時、不定期・一時的に利用できる保育サービスの充実	拡充	地域育児強化事業	一時保育・一時預り事業の拡充。	保育課	◎
				次世代育成支援対策事業	計画の実現を推進する。	子育て支援課	◎
		③幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」の展開	新規	幼稚園運営助成事業	民間幼稚園を支援する。	保育課	
		④子育てに関する情報提供・交流事業への対応	拡充	地域育児強化事業	民間保育所を支援する。	保育課	
	⑤保育の質の向上	拡充	通常業務		保育課		
	8. 男女の多様な働き方に対する応援	①就業時間に即した保育支援	拡充	(仮称)休日保育事業	事業の開始を検討	保育課	
				地域育児強化事業	事業の実施水準を維持し、必要に応じて拡充を検討する。	保育課	
				ファミリーサポートセンター運営事業	支援する会員の更なる増加を図り、受入れ体制を強化する。	子育て支援課	
		②柔軟な就業形態の促進	新規	労政事業	関連リーフレット冊子の配架及び広報などでのPR等を行う。	経済観光課	
				ずし男女共同参画プラン	ずし男女共同参画プランで進行管理する。	市民協働課	
				次世代育成支援対策事業	様々な機会を捉え、通常業務の中で対応する。	子育て支援課	

大項目	中項目	個別計画	区分	事業名	実施方針等	所管名	備考
(基本目標1)	9. 父親の育児参加の促進	①父子参加イベント等の開催	拡充	公民館学級講座事業	内容の拡充を図る。	社会教育課	
				(仮称)児童館（児童館機能を有する施設を含む）運営事業	施設を開所する。	児童青少年課	◎
				青少年育成事業	子どもの日のつどいの内容の充実化、参加者の増加を図る。	児童青少年課	
				文化プラザホール事業運営費	逗子市芸術文化事業協会を支援する。	文化プラザホール(芸術文化事業協会)	
				食育推進計画	食育推進計画にて進行管理する。	国保健康課	
				次世代育成支援対策事業	ずし生涯学習推進プラン等との連携や各課事業の実施を促進する。	子育て支援課	
		②父親向け学習機会の充実	拡充	家庭教育講座	内容の充実化を図る。	社会教育課	
				(仮称)児童館（児童館機能を有する施設を含む）運営事業	施設を開所する。	児童青少年課	◎
				母子保健事業	母子保健計画で進行管理	子育て支援課	
		③父親の育児参加促進に関する企業等への働きかけ	新規	労政事業	関連リーフレット冊子の配架及び広報などでのPR等を行う。	経済観光課	
				ずし男女共同参画プラン	ずし男女共同参画プランで進行管理する。	市民協働課	
				次世代育成支援対策事業	様々な機会を捉え、通常業務の中で対応する。	子育て支援課	
		④男女平等教育の推進	拡充	学校教育総合プラン	学校教育総合プランにて進行管理	学校教育課	
				人権・同和教育等事業	内容の充実化を図る。	社会教育課	
				ずし男女共同参画プラン	ずし男女共同参画プランで進行管理する。	市民協働課	
				通常業務		保育課	
		⑤市男性職員による積極的な育児参加の実践	拡充	逗子市次世代育成支援対策特定事業主行動計画と連動		職員課	

大項目	中項目	個別計画	区分	事業名	実施方針等	所管名	備考	
基本目標2 まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整えます 【成果指標】 * 中高生・青少年が主体となる活動が、児童館（児童館機能を有する施設を含む）など学校外の地域社会において、ますます活発に行われています。 * 自然環境を生かした野外活動、地域の事業者団体の協力による職場体験、地域の伝承文化の学び、学校や地域におけるスポーツ活動、乳幼児とのふれあいはじめとする異年齢との交流など、まちを生かした遊びや学びが、ますます多様化し、子どもたちの生活に定着しています。 * まちを生かした遊びと学びの場を支える大人たちが、お互いに支えあって、活動を活発化させています。	1. 児童・青少年の居場所づくり	①中高生を含めた子どもの居場所づくり	新規	学校体育施設開放事業	適正に管理する。	スポーツ課		
				学校施設の地域開放事業	内容の充実を図り、事業を継続する。	学校教育課		
				公園の維持管理事業	通常業務の中で、充実化を図る。	緑政課		
				(仮称)児童館（児童館機能を有する施設を含む）運営事業	施設を開所する。	児童青少年課	◎	
				第一運動公園整備事業	施設を建設する。	緑政課	◎	
		②子どもと青少年の自主活動の推進	新規	(仮称)児童館（児童館機能を有する施設を含む）運営事業	施設を開所する。	児童青少年課	◎	
				ふれあいスクール事業	事業の充実化を図り、児童の登録率の向上を図る。	児童青少年課	◎	
				次世代育成支援対策事業	計画の実現を推進する。	子育て支援課	◎	
		③「ふれあいスクール事業」の機能確立と全校実施	拡充	ふれあいスクール事業	事業の充実化を図り、児童の登録率の向上を図る。	児童青少年課	◎	
	2. 放課後児童クラブ事業(学童クラブ)の推進	①放課後児童クラブ(学童クラブ)事業の推進	拡充	放課後児童クラブ運営事業	全小学校区での実施を図る。	保育課		
	3. 逗子のまちそのものを豊かな遊びと学びの場とする仕組みづくり	①自然のなかで遊び、学ぶ仕組みづくり	拡充	学校教育総合プラン	学校教育総合プランで進行管理する。	学校教育課		
				公民館学級講座	内容の充実を図る。	社会教育課		
				(仮称)児童館（児童館機能を有する施設を含む）運営事業	施設を開所する。	児童青少年課	◎	
				ずし生涯学習推進プラン	ずし生涯学習推進プランで進行管理する。	市民協働課		
			②まちの力を生かした職業体験やキャリア教育の充実	拡充	学校教育総合プラン	学校教育総合プランで進行管理する。	学校教育課	
					労政事業	関連リーフレット冊子の配架及び広報などでのPR等を行う。	経済観光課	
		③地域における伝承(伝統)的な文化の継承	拡充	学校教育総合プラン	学校教育総合プランで進行管理する。	学校教育課		
公民館学級講座				内容の充実を図る。	社会教育課			
(仮称)児童館（児童館機能を有する施設を含む）運営事業				施設を開所する。	児童青少年課	◎		
ずし生涯学習推進プラン				ずし生涯学習推進プランで進行管理する。	市民協働課			
通常業務の中で対応する。					保育課			
④学校教育における地域の人材の活用		拡充	学校教育総合プラン	学校教育総合プランにて進行管理	学校教育課			
	地域福祉計画		地域福祉計画にて進行管理	社会福祉課(社会福祉協議会)				
	生涯学習推進事業		生涯学習支援市民講師登録制度の周知・活用	市民協働課				

大項目	中項目	個別計画	区分	事業名	実施方針等	所管名	備考
(基本目標2)	(3. 逗子のまちそのものを豊かな遊びと学びの場とする仕組みづくり)	⑤地域に根ざした特色ある学校づくりの推進	継続	学校支援地域本部事業	学校教育総合プランで進行管理する。	学校教育課	
		⑥家庭、地域、学校の連携・協力	拡充	学校評議員制度、学校関係者評価制度、学校支援地域本部	学校教育総合プランで進行管理する。	学校教育課	
	4. 健やかな心身の育成	①学校教育におけるスポーツ環境の充実	継続	部活動指導者派遣事業	学校教育総合プランで進行管理する。	学校教育課	
		②地域スポーツ活動の推進	継続	体育指導委員等活動事業、学校体育施設開放事業、体育振興事業	総合型地域スポーツクラブの会員登録数の増加を図る。	スポーツ課(体育協会)	
				(仮称)児童館(児童館機能を有する施設を含む)運営事業	施設を開所する。	児童青少年課	◎
		③学校教育における心身の育成	継続	学校教育総合プラン	学校教育総合プランにて進行管理	学校教育課	
	④家庭における健康管理の支援	継続	学校教育総合プラン	学校教育総合プランにて進行管理	学校教育課		
			食育推進計画	食育推進計画にて進行管理する。	国保健康課		
	5. 幼児教育の充実	①家庭や地域への幼児教育についての情報提供	継続	図書館活動事業	通常業務の中で対応する。	図書館	
				学校教育総合プラン	学校教育総合プランにて進行管理	学校教育課	
				通常業務		保育課	
		②幼稚園や保育所と小学校との連携体制づくり	継続	子育て支援センター運営事業	提供する情報の精査・充実を図る。	子育て支援課	
				幼・保・小連携推進委員会	継続して開催する。	学校教育課	
		③幼稚園の教育時間修了後の「預かり保育」の展開	新規	通常業務		保育課	
				幼稚園運営助成事業	民間幼稚園を支援する。	保育課	
	④幼稚園の教育活動及び教育環境の充実	継続	幼稚園運営助成事業	民間幼稚園を支援する。	保育課		
	⑤幼稚園就園奨励費の堅持	継続	幼稚園就園奨励事業	支援水準を維持し、必要に応じて拡充を検討する。	保育課		

大項目	中項目	個別計画	区分	事業名	実施方針等	所管名	備考
(基本目標2)	6. 教育・保育等子育て関連施設の連携による学びの充実	①子育て・子育て関連施設間の力を集める事業の促進	新規	学校教育総合プラン	学校教育総合プランにて進行管理	学校教育課	◎
				(仮称)児童館（児童館機能を有する施設を含む）運営事業	施設を開所する。	児童青少年課	◎
				ふれあいスクール事業	事業の充実化を図り、児童の登録率の向上を図る。	児童青少年課	◎
				通常業務		保育課	◎
				次世代育成支援対策事業	連携等のための仕組み作りを推進する。	子育て支援課	◎
	②幼・保連携推進事業の充実	継続	幼・保・小連携推進委員会	継続して開催する。	学校教育課		
			通常業務		保育課		
	7. 乳幼児とのふれあい交流の推進	①保育所、幼稚園などにおける異年齢交流事業の充実	拡充	学校教育総合プラン	学校教育総合プランにて進行管理	学校教育課	
				(仮称)児童館（児童館機能を有する施設を含む）運営事業	施設を開所する。	児童青少年課	◎
				通常業務の中で対応する。		保育課	
				(仮称)親子遊びの場運営事業	常設の親子遊びの場を3か所配置し、計画の実現を図る。	子育て支援課	◎
	②青少年期からの育児体験教育の充実	拡充	学校教育総合プラン	学校教育総合プランにて進行管理	学校教育課	◎	
			逗子市社会福祉協議会助成事業	逗子市社会福祉協議会を助成し、事業を拡充する。	社会福祉課(社会福祉協議会)	◎	
			地域育児強化事業	保育所への支援を行う。	保育課	◎	
	8. 学校・家庭・地域でのブレ親教育の推進	①思春期保健対策の拡充	拡充	学校保健計画、学校教育総合プラン	学校保健計画、学校教育総合プランにて進行管理	学校教育課	
学校教育総合プラン				学校教育総合プランにて進行管理	学校教育課		
②さまざまな学びのプログラム開発の実施		新規	(仮称)児童館（児童館機能を有する施設を含む）運営事業	施設を開所する。	児童青少年課	◎	
	通常業務			保育課			

大項目	中項目	個別計画	区分	事業名	実施方針等	所管名	備考	
基本目標3 すべての子どもが いきいきと育つよう 支援します <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【成果指標】</p> <p>* 子育てに不安をもった人も、ライフステージや課題に応じた相談や地域等の支援を通じて、子どもや家庭の実情に感じ、子育てについて満足感をもって暮らしています。</p> <p>* 保護が必要となった子どもが、地域社会や専門的な支えを得て、確かな育ちを実現できています。</p> <p>* すべての子どもが、身近な地域の社会資源を利用して、遊んだり、ふれあったり、学んだりしています。</p> </div>	1. 子どもが健やかに育つ環境づくり	①要保護児童対策地域協議会における連携強化	拡充	相談関係事業全般	通常業務の中で対応する。	教育研究所	◎	
				要保護児童援助ネットワーク会議事業	関係機関間の更なる連携を図る。	子育て支援課	◎	
		②子ども相談室と関係機関の連携	拡充	子ども相談室運営事業	事業の更なる充実化を図る。	子育て支援課	◎	
				③教育相談窓口の充実	継続	教育相談	通常業務の中で対応する。	学校教育課
		④保護者の育児や子どもの教育に対する不安解消のための相談・支援活動	継続			教育相談	通常業務の中で対応する。	教育研究所
				教育相談事業、心の相談援助事業	通常業務の中で対応する。	学校教育課	◎	
				教育相談事業、心の相談・援助事業	通常業務の中で対応する。	教育研究所	◎	
				子ども相談室運営事業	事業の更なる充実化を図る。	子育て支援課	◎	
		2. 保護が必要な子どもと親への対応	①要保護児童援助ネットワークによる有機的連携	拡充	教育相談事業、心の相談・援助事業	通常業務の中で対応する。	教育研究所	◎
					療育推進事業	一貫した支援体制の基盤整備を図る。	障がい福祉課	◎
	②児童保護に係るNPO活動などへの支援と連携		新規	要保護児童援助ネットワーク会議事業	関係機関の更なる連携の強化を図る。	子育て支援課	◎	
				子ども相談室運営事業	連携の更なる強化を図る。	子育て支援課	◎	
	③保護者・家庭の自立支援		拡充	次世代育成支援推進事業	活動を支援する。	子育て支援課	◎	
				母子自立支援事業	支援体制を強化する。	子育て支援課	◎	
	3. すべての子どもを受け入れる環境づくり	①学校・保育所・幼稚園における障がい児などの受入れ体制の充実	拡充	(仮称)子育てサポートサービス利用料助成事業	サービス利用の費用負担軽減策等の実施	子育て支援課	◎	
				学校教育総合プラン	学校教育総合プランにて進行管理	学校教育課		
				療育推進事業	一貫した支援体制の基盤整備を図る。	障がい福祉課	◎	
		②ふれあいスクールや学童クラブにおける障がい児の受入れの充実	拡充	通常業務		保育課		
				ふれあいスクール事業	事業の充実化を図り、児童の登録率の向上を図る。	児童青少年課		
		③医療・保健との連携による心身のケア体制の確保	拡充	放課後児童クラブ運営事業	受入れ体制の充実を図る。	保育課		
学校教育総合プラン				学校教育総合プランにて進行管理	学校教育課			
学校教育総合プラン				学校教育総合プランにて進行管理	教育研究所			
			療育推進事業	一貫した支援体制の基盤整備を図る。	障がい福祉課	◎		
			母子保健事業	母子保健計画で進行管理	子育て支援課			

大項目	中項目	個別計画	区分	事業名	実施方針等	所管名	備考
(基本目標3)	4. 障がい児がいる家庭への支援	①障がいの早期発見・一貫した対応の充実	拡充	療育推進事業	一貫した支援体制の基盤整備を図る。	障がい福祉課	◎
				母子保健事業	母子保健計画で進行管理	子育て支援課	
		②療育、リハビリテーションの充実	拡充	療育推進事業	一貫した支援体制の基盤整備を図る。	障がい福祉課	◎
				母子保健事業	母子保健計画で進行管理	子育て支援課	
		③広汎性発達障がいなどの児童に対する特別支援教育の充実	拡充	教育相談、支援教育の推進/学習支援員等派遣事業	学校教育総合プランにて進行管理	学校教育課	
				療育推進事業	一貫した支援体制の基盤整備を図る。	障がい福祉課	◎
	5. 障がい児と家族を支える環境づくり	①関係機関の連携の仕組みづくり	拡充	相談関係事業全般	通常業務の中で対応	教育研究所	◎
				自立支援協議会	共に暮らせる地域作りのため関係機関と連携し、障がい者福祉計画の推進を図る。	障がい福祉課	◎
				母子保健事業	母子保健計画で進行管理	子育て支援課	◎
		②相談・情報提供事業の充実	拡充	教育相談	スクールソーシャルワーカー及び教育相談担当指導主事を中心とし外部機関との連携を強化する。	教育研究所	◎
				療育推進事業	一貫した支援体制の基盤整備を図る。	障がい福祉課	◎
				子ども相談室運営事業	更なる充実化を図り、関係機関との連携を強化する。	子育て支援課	◎
		③地域における支援ネットワークづくり	拡充	療育推進事業	一貫した支援体制の基盤整備を図る。	障がい福祉課	◎
				(仮称)児童館（児童館機能を有する施設を含む）運営事業	施設を開所する。	児童青少年課	◎
				次世代育成支援対策事業	計画の実現を推進する。	子育て支援課	◎
		④中高生の「共に生きる」実践教育の推進	拡充	学校教育総合プラン	学校教育総合プランにて進行管理	学校教育課	
				逗子市社会福祉協議会助成事業	逗子市社会福祉協議会を助成し、事業を拡充する。	社会福祉課(社会福祉協議会)	
		6. ひとり親家庭への自立支援の推進	①母子家庭への自立支援の推進	継続	母子自立支援事業	現行の制度水準を維持し、事業の拡充を図る。	子育て支援課
	②相談、情報提供の充実		継続	母子自立支援事業	支援の充実化を図る。	子育て支援課	

大項目	中項目	個別計画	区分	事業名	実施方針等	所管名	備考
<p>基本目標4</p> <p>安心して子育てができるまちづくりを進めます</p> <p>【成果指標】</p> <p>* 身近な地域が、どのようにしたら安全・安心なまちになるかを、子どもや子育て家庭をまじえて一緒に考え、皆で活動を展開しています。</p> <p>* ベビーカーなどを利用する人や幼い子を連れた人が、市内で行われる様々な行事や活動に出かけています。</p> <p>* 交通事故や犯罪被害に遭う子どもが減り、子どもや子育て家庭が安心して暮らせるまちになっています。</p>	1. 子育てバリアフリーの推進	①公共施設などの子育てバリアフリー推進	継続	逗子市公共施設整備福祉適合検討委員会の運営	公共施設のバリアフリー化を推進する。	障がい福祉課	
				快適な道路づくり事業	整備を推進する。	都市整備課	
				J R 東逗子駅バリアフリー施設整備助成事業	整備を推進する。	都市整備課	
		②公園の遊具などの安全確保	継続	近隣公園維持管理事業	通常業務の中で、充実化を図る。	緑政課	
	③子ども・子育てに便利な施設などの情報提供の充実	拡充	次世代育成支援対策事業	情報の一元管理を実施すべくシステム化を図る。	子育て支援課		
	④良好な住環境の確保	拡充	通常業務	関係条例の順守を図る。	まちづくり課		
			通常業務	行動等指針の推進を図る。	環境管理課		
	2. 交通安全教育の推進	①児童の交通安全教育の推進	継続	交通安全教室(児童生徒の安全確保事業)	学校教育総合プランにて進行管理	学校教育課	
				交通安全指導・教育事業、交通安全推進事業	必要に応じて拡充を図る。	生活安全課	
		②乳幼児の親に対する交通安全教育の推進	継続	交通安全指導・教育事業、交通安全推進事業	必要に応じて拡充を図る。	生活安全課	
				通常業務		保育課	
		③交通安全施策の推進	継続	次世代育成支援対策事業	子育てサークルへの支援を行う。	子育て支援課	
				交通安全指導	必要に応じて拡充を図る。	学校教育課	
				交通安全指導・教育事業、交通安全推進事業	必要に応じて拡充を図る。	生活安全課	
	3. 防犯体制の強化	①防犯講習の推進	拡充	交通整理員設置事業	必要に応じて拡充を図る。	生活安全課	
				通常業務の中で対応する。	整備を推進する。	都市整備課	
		②防犯に関する情報提供	拡充	児童生徒安全確保事業	学校教育推進プランにて進行管理	学校教育課	
				通常業務	防犯協会との連携強化等を図る。	生活安全課	
	③防犯に関する関係機関などとの連携	拡充	地域安心安全情報共有システム	情報の提供を推進する。	生活安全課		
			逗子市防犯推進連絡協議会	連携を強化する。	生活安全課		
④防犯パトロール活動の促進	継続	学校教育総合プラン	学校教育総合プランにて進行管理	学校教育課			
		防犯活動支援物品購入	活動の支援を継続する。	生活安全課			
		青少年団体育成事業	通常業務の中で対応する。	児童青少年課			
		通常業務		保育課			

大項目	中項目	個別計画	区分	事業名	実施方針等	所管名	備考
(基本目標4)	(3. 防犯体制の強化)	⑤公共施設などの防犯設備の整備促進	継続	駐輪・駐車場及び公衆便所の維持管理事業	必要に応じた対応を行う。	経済観光課	
				街路灯新設事業	新築工事を継続する。	消防総務課	
				通常業務	地域の防犯組織を支援する。	生活安全課	
				街区公園維持管理事業	通常業務の中で対応する。	緑政課	
				通常業務	整備を推進する。	都市整備課	
		⑥緊急対応ネットワークづくり	継続	防犯活動支援物品購入	活動の支援を継続する。	生活安全課	
				通常業務	通常業務の中で対応する。	児童青少年課	
				通常業務	通常業務の中で対応する。	保育課	
		通常業務	通常業務の中で対応する。	学校教育課			
		⑦子どもの安全確保	拡充	学校教育総合プラン	学校教育総合プランにて進行管理	学校教育課	
				青少年指導員経費	通常業務の中で対応する。	児童青少年課	

Ⅵ 計画の推進に向けて

- 1 推進体制
- 2 計画の進行管理

Ⅵ 計画の推進に向けて

1 推進体制

◇庁内推進体制

- 名称 逗子市福祉プラン推進本部
根拠 逗子市福祉プラン推進本部要綱
構成員 副市長(本部長)、福祉部長(副本部長)
本部員
(1) 経営企画部次長、総務部次長、市民協働部次長、福祉部次長、
環境都市部次長、消防次長、教育部次長及び秘書課長
(2) その他本部長が認める者

◇事務局

福祉部子育て支援課

2 計画の進行管理

◇進行管理体制

- 名称 逗子市福祉プラン推進協議会次世代育成支援部会
(逗子市次世代育成支援推進協議会を兼ねる)
根拠 逗子市福祉プラン推進協議会の設置及び運営に関する要綱
構成員 知識経験を有する者2名、市民委員1名、公共的団体の推薦を受けた者10名、
関係行政機関の職員4名 計17名(平成21年5月1日現在)

◇進行管理の手法

- ・本計画の実施状況を把握し、点検、評価などを行う。
- ・本計画の進行状況を公表する。
- ・事情の変化に対応し、必要に応じて対策を講じ、計画の見直しを行う。

VII 附属資料

- 資料1 逗子の子ども・子育ての姿（補足資料）
- 資料2 次世代育成支援対策推進法
- 資料3 行動計画策定指針（抄）
- 資料4 国が指定する特定事業の目標事業量
- 資料5 逗子市福祉プラン推進協議会の設置及び運営に関する要綱
- 資料6 逗子市福祉プラン推進協議会名簿
- 資料7 逗子市福祉プラン推進協議会次世代育成支援計画部会部会員名簿
- 資料8 計画策定の経緯

資料1 逗子の子ども・子育ての姿（補足資料）

調査名	調査期間	調査の対象	回答数（回収率）
妊娠・出生届出時アンケート	平成12年	届出者全員	妊娠時412件 出生児402件
地域福祉についてのアンケート	平成15年11～12月	0～9歳の保護者（1,000人抽出）	652件（65%）
		10・13・16歳本人（1,500人抽出）	827件（55%）
		18歳以上の市民（7,100人抽出）	4,371件（62%）
中高生調査	平成16年6～7月	・市立小中学校新任教諭グループインタビュー（12人） ・中学生グループインタビュー（私立公立中学校2校2年生各1クラス）及びアンケート ・高校生アンケート（市内公立高校2校1～3年生各1クラス）	

■ A 妊娠・出産

（妊娠・出生届出時アンケートから）

妊娠・出産には不安はあるが、妊娠に気づいたとき「うれしかった」人が多い。赤ちゃんの世話を経験したことがない人もいる。また、夫の協力が欠かせない。

■ 「うれしさ」と「不安」

- ◇母親の結婚年齢は25～29歳が47%となっており、また、初めての妊娠年齢は25～29歳が38%、30～34歳が37%と、30歳代になってからの出産が増えています。
- ◇初めて妊娠に気がついたとき「うれしかった」と答えた人は8割以上となっていますが、困惑を感じたと答えた人も1割弱となっています。また、約半数が妊娠・出産への不安を感じており、不安の内容は、自分の健康、経済面、仕事との両立などとなっています。
- ◇今回の妊娠・出生届出までに、赤ちゃんの世話を経験したことがあるかどうかについては、「ない」との回答が約2割ありました。

■ 夫や実家の協力

- ◇妊娠中の夫の協力については、「非協力的」との回答が1割以上あり、主な理由として「仕事」があげられています。また、里帰り出産が半数以上を占め、市内医療機関での出産は約4割となっています。産前産後の世話は半数が「実母」をあげ、「夫」をあげたのは約3割となっています。
- ◇近所づきあいについては、8割以上の人が「ある」と答えていますが、「ない」と答えた人も約1割いました。

居住歴が浅いなかで子育てを始めている。
子育て中の約半数が、逗子市は子育てしづらいと感じている。

■現住地での居住歴が浅く、子育ての負担は母親に偏る

◇現住地への居住は「10年以下」が7割以上に上り、比較的居住歴が浅いなかで子育てを始めているケースが多くなっています。

◇子育ての負担は母親に大きく偏っていますが、子育て中の保護者には「父母同じが理想」と考えている人が多数となっています。

■子育て中は、自分のことがしにくく、多岐にわたる不安もある

◇子育て中も「趣味」や「仕事」など自分のことをしたいが、「できにくい」と感じている母親が過半数に上り、子どもを預けて趣味活動などができる機会や場があればとの希望も見受けられます。

◇子育て感の変化については、第一子誕生前は約4割が「不安だった」と答えています。出産後は「楽しみ」と答えた人が半数を超え、「不安」と答えた人は2割弱となっています。子どもや子育てに対する不安・悩みについては、「犯罪等から子どもを守る」「子育ての経済的負担」「子どもの友達関係」「しつけ」「子どもの健康」「子育てと仕事や社会参加の両立」などがあげられました。子育てをめぐる不安が多岐にわたっている様子がうかがえます。

■保護者としてできること、大人としてできることとは？

◇子育てに関して保護者としてできることは、「しつけ・生活習慣」「生活の中で体験させる」「子どもとよく話す」「健康管理」「家族の時間を大事にする」などがあげられました。

◇地域の大人としてできることとしては、「学校・幼稚園・保育所の活動」「よその子どもも叱る」「子どもの安全見守り」「地域行事に参加」「子どもへの声かけ」「ルールやモラルを示す」「サークル・子ども会に参加などがあげられました。日ごろの見守りや声かけなどに心がけている様子がうかがわれるとともに、学校・幼稚園・保育所などの施設が、他の子どもたちと関わる重要な拠点となっていることや地域行事、サークル・子ども会も重要な参加の場であることがうかがえます。

◇「もっと地域の自然教室・自然観察会に参加させたい」と考える親は多い一方で、地域の自然にゆっくり触れあう機会は3歳がピークとなっています。4歳以上になると「幼稚園又は保育所+習い事」という子どもが増え、小学生になると4割以上の子どもが塾通いをしています。多くの保護者が、子どもにもっと「自然とのふれあい」「子どもどうしの遊びをさせたい」と考えています。

◇子育て中の親の約半数が逗子市は「子育てしづらい」と評価しており、「普通」が約3割、「しやすい」が約2割となっています。「防犯等の安全性」では過半数が「不安」と答えており、全市的に課題視されていることがうかがえます。

■C 青少年の生活

(地域福祉についてのアンケートから)

休日は自宅ですごすことが多い。わくわくする場所はショッピングセンターなど。中高生は「もっと寝たい」と感じていて、勉強や進路のことなどに夢中。

■本市での居住開始の時期は、半数が「自分の代」から

◇青少年の逗子市への居住開始の時期は、「自分の代から」が半数近くで、「祖父母又はそれ以前から」が3割、「親の代から」が2割弱となっています。

◇自分の健康状態については、8割以上が「健康」と答えていますが、「何となく調子が悪い・とても調子が悪い」という子どもも約1割となっています。「何となく調子が悪い」という回答は小学生では低率ですが、中高生では7～8人に1人程度の割合となっています。

■青少年は、どのようにすごしているのか

◇3人に1人は市外に通っており、とくに高校生は8割近くが市外に通学しています。公立私立の区分でみると、高校生は半数強、中学生では3割弱、小学生では1割弱が私立の学校に通っています。「職場」「養護学校」などもわずかにあげられています。

◇学校は、子どもたちにとって第1に「友だちと一緒にいられるところ」であり、「先生に勉強を教わる場所」は第2位となっています。次いで「楽しいところ」(とくに小学生で高率)、「色々な体験ができる場所」ととらえられており、また、中高生は、「将来の夢や可能性を育てる場所」としてもとらえられているようです。

<平日夕方から夜にかけての過ごし方>

	1位	2位	3位	4位
小学生 (10歳)	自宅ですごす 72%	友だちと遊ぶ 62%	習い事等 41%	塾 32%
中学生 (13歳)	部活動 76%	自宅ですごす 72%	塾 40%	習い事等 28%
高校生 (16歳)	自宅ですごす 61%	部活動 51%	友だちと遊ぶ 36%	予備校 30%

<休日の過ごし方>

	1位	2位	3位	4位
小学生 (10歳)	自宅ですごす 70%	家族とすごす 66%	友だちと遊ぶ 56%	買い物 56%
中学生 (13歳)	自宅ですごす 80%	友だちと遊ぶ 64%	部活動 63%	買い物 53%
高校生 (16歳)	自宅ですごす 69%	友だちと遊ぶ 64%	買い物 60%	家族とすごす 38%

<わくわくする場所>

	1位	2位	3位
小学生 (10歳)	学校 36%	友だちの家 33%	プール 26%
中学生 (13歳)	学校 42%	ショッピングセンター 24%	体育館・グラウンド 23%
高校生 (16歳)	ショッピングセンター 47%	学校 29%	海・海辺 28%

<もっとしたいこと>

	1位	2位	3位	4位
小学生 (10歳)	友だちと遊ぶ 64%	ゆっくりねる 58%	趣味を楽しむ 47%	体を動かす 45%
中学生 (13歳)	ゆっくりねる 80%	友だちと遊ぶ 64%	趣味を楽しむ 62%	体を動かす 49%
高校生 (16歳)	ゆっくりねる 73%	趣味を楽しむ 56%	友だちと遊ぶ 55%	体を動かす 43% お金を稼ぐ 43%

<今夢中になっていること>

	1位	2位	3位
小学生 (10歳)	とくにない 31%	友だちのこと 22%	勉強のこと 20%
中学生 (13歳)	勉強のこと 46%	進路のこと 40%	友だちのこと 27%
高校生 (16歳)	進路のこと 63%	勉強のこと 30%	自分の性格 22%

◇現在の「悩み」についてみても、中高生では勉強や進路について不安や悩みを抱えている様子が見受けられます。悩みの相談先は、1位「友だちや先輩」（年齢が高いほど高率）、2位「母親」（小学生では1位）に集中しており、「父親」をあげた人は小学生の2割、中高生の1割となっています。

◇家庭は、年齢によってとらえ方が異なり、小学生にとっては「家族と一緒にいられるところ」「自分を守り育ててくれるところ」となっており、中学生にとっては「家族と一緒にいられるところ」「休みくつろぐところ」「自分を守り育ててくれるところ」となっています。また、高校生では「休みくつろぐところ」との見方が最も高くなっています。

■D 青少年の地域・社会とのかかわり (地域福祉についてのアンケートから)

ご近所とは「あいさつするくらい」が半数。
よくない行動をすると地元の大人が注意する、と思う子どもは半数に及ばない。
小学生は地元が「好き」だが、年齢が高くなると「つまらない」と感じる子ども

■高校生の3人に1人はアルバイト。受験が終わったらボランティアも考える

◇高校生の3人に1人はアルバイトをしており、自分で働いてお金を得ることへの関心は高く、自主的な意欲が感じとられます。

◇ボランティア活動については、半数近くが「経験したことがある」（とくに高校生で高率）と答え、「現在活動している」との回答は数パーセント（比較的小学生で高い）ありますが、学校のプログラムとしての参加経験が大半を占めています。

◇今後のボランティア活動の意向は、受験が終わったら「考えたい・わからない」と答えた子どもが4割、「参加したい」と答えた子どもが3割、無関心の子どもが3割という結果でしたが、そのようななかでも「できそう・したいと思う活動」として「小さい子どもと遊んであげる活動」をあげる子どもも多く、年齢を超えた子どもどうしのつながりに関心を持っているようです。

■地元の大人たちは注意してくれるのだろうか、助けてくれるのだろうか

◇近所づきあいについては、「あいさつするくらい」が半数に近く、「いさせてもらえる家がある」が2割、「自分はあまりしない」「つきあいはほとんどない」「子どもどうしは一緒に遊ぶ」が各1割程度ずつとなっています。年齢が高くなるにつれて近所づきあいをしなくなる傾向がみられるほか、居住地区によっても違いがあります。

◇近所づきあいの考え方は、「とても大切」との積極派が約5割、「しないよりした方がいい」との中間派が約4割、「関心がない」又は「しない方がよい」という消極派が約1割となっており、積極派は年齢が低いほど多くなっています。

◇なお、地元でよくない行動をしていたら地元の大人はどう対応すると思うかという問に対し、4割強の子どもが「注意してくれるだろう」、4割弱の子どもが「わからない」と答え、「気づかないふりをするだろう」と答えた子どもも1割ほどありました。

◇地元のまちで危険を感じたらどうするかについては、「近くの大人に助けを求める」か「知っている店や家かけこむ」との意向が示されました。地元の大人を頼る気持ちは年齢が高くなるにつれて薄まり、高校生はいざとなれば携帯で連絡をとるなど、自力で何とかしようと思うようです。

■地元が好きと思う子は小学生が高率で、年齢が高くなると「つまらない」と感じる子ども

◇逗子市の子どもたちに地元のまち（小中学校の学区ぐらい＝歩ける程度の範囲）が好きかどうか聞いたところ、8割以上が「好き」と答えています（とくに小学生が高率で、居住地区別によっても差がみられます。）。

◇逗子市に住む子どもたちにとって、地元のまちとは「家族や友だちが住むふるさと」「安心してほっとできるところ」であり、「自然やまちなみがきれいなところ」となっています。小学生には「楽しい」「集いのあるところ」となっていますが、年齢が高くなると「つまらない」と感じる子どもも若干出てきています。

◇地元のまちで「もっとできればいい」と思うことについては、「子どもどうしでの遊び」「スポーツ」をあげる子どもが多く、「自然とのふれあい」「さまざまな人との交流」「祭りなどへの参加」「地元のことを知る」などの回答も多く見受けられました。高校生でも「仕事・アルバイト」のほかに「スポーツ」「自然とのふれあい」など、もっと地元でしたいと思っていることは少なくないようです。

◇子どもたちからみて、逗子市のイメージは「自然が豊か」で、「ゆったりしている」が、「活気や人情はあまり感じられない」ようです。

◇将来の逗子市に望む姿としても、「人と自然が仲良く暮らすまち」「自然を第一に考えるまち」との回答が多くなっています。また、「子どもが安心して遊べるようなまち」「安心して住み続けられるまち」との回答も少なくありません。

◇そのようなまちをつくるために、自らできること・したいことについて聞いたところ、6割の子どもが「日ごろから自然やまちを大切にすると」答えており、次いで「地元のことを知り関心を持つ」「社会人としての力をつけていく」との答えも出ています。

◇逗子市に住んでいる小中高校生の意識としては、約8割が「住み続けたい」と答えています。

■大人になることは「楽しみだが不安もある」。不安は年齢が高いほど大きい

- ◇逗子市の子どもたちは、大人になることについて「楽しみだが不安もある」と感じています。「とても楽しみ」との回答は年齢が低いほど、「不安」との回答は年齢が高いほど多くなっています。
- ◇大人になることでとくに楽しみにしているのは、「好きな仕事をする（57%）」「自分でお金を稼ぐこと（44%）」で、「車の運転ができる（31%）」に次いで、「結婚する（23%）」「子どもを育てる（23%）」があげられています。

■D 中高生の意識

(中高生調査)

将来、逗子市に住みたくないと思う子が少なくない
結婚や子どもを持つことを「したくない」「不安」との思いも

■学校や家族が好きと思う子は多いが、好きでないという子もいる

- ◇公立中学・高校に通う子どもに「学校が好きかどうか」聞いたところ、中学2年生では6割弱、高校1～3年生では4割強が「好き」と答えています。一方、中学2年生の2割、高校生の1割強が「好きでない」と答えています。
- ◇公立中学・高校に通う子どもに「家族が好きかどうか」聞いたところ、中高生とも半数弱が「好き」と答え、「好きでない」との回答は低率となっています。
- ◇また、「今夢中になっていること」について聞いたところ、部活、スポーツ、趣味について豊富にあげられましたが、高校生では3人に1人が「とくにない」と答えています。

■友だちは多いと思う子が半数前後

- ◇公立中学・高校に通う子どもに友だちの多さについて聞いたところ、中学2年生の半数強、高校生の半数弱が「多い方だ」と答え、「少ない方だ」との回答は低率となっています。
- ◇公立中学・高校に通う子どもに「自慢できること」を聞いたところ、中学生は、スポーツ・音楽・学業の特技・能力・実績、自分の性格についての記述が目立ちました（自由記述）。また、高校生は、「友だち」との回答が最も多く、次いで自分の住むまち、部活、家族、自分の性格の順となっています（選択式）。一方「自信のないこと」としては中高生とも「勉強のこと」に回答が集中しました。

■地元では塾通いや習い事、祭りなど。4割強は、将来、逗子市に住みたくないと思う

- ◇地元のまちで「よくしていること」としては、小学生が「子どもどうしの遊び」「塾通いや習い事」「スポーツ」「祭りなどへの参加」などが多いのに対し、年齢が高くなるにつれて「とくにない」をあげている子どもが多くなっています。
- ◇高校生（市外からの通学者が8割以上）に逗子市の評価について聞いたところ、4人に1人程度が「公共施設」が優れていると答えていますが、「交通機関」や「買い物」が不便との回答が多く、将来逗子市に住みたいかどうかについては、4割強が「住みたくない」と答えています。

◇一方で、中学生に地元（逗子）でできたらいいと思うことを聞いたところ、「野球場などのスポーツ施設」「デパートやさまざまな店」など、地元にはない都市的な施設へのあこがれが多くあげられました。

■将来、子どもを持ちたいとする高校生は9割弱

◇逗子市の公立高校に通う高校生に、結婚について尋ねたところ、「したい（30%）」「楽しみ（29%）」「考えたことがない」（26%）との回答が多くあげられ、次いで、「したくない・必要と思わない（9%）」「不安（7%）」との回答もあげられました。

◇将来子どもを持つことについては、「楽しみ（50%）」「考えたことがない（27%）」「不安（14%）」との回答状況で、子どもを持つ希望については、「持ちたい（86%）」が、「持ちたくない（5%）」と、楽しみでも不安でも「持ちたい」と考える高校生が大半を占めました。

◇子育てと仕事の両立のために大切なことについて聞いたところ、「夫婦相互の協力（76%）」「家族の協力（61%）」で回答率が高く、「保育園など子育て環境の充実（38%）」「職場のバックアップ（26%）」「隣近所の支援（20%）」などの回答もあげられています。子育ては家庭内での自助努力を基本に、必要に応じて市民相互でこれを支えて合っていくといった考え方をくみ取ることができます。

資料2 次世代育成支援対策推進法

(平成15年法律第120号)

(平成23年3月31日までの間)

平成23年4月1日以降は後掲

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
 - 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
 - 三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第四項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準
 - 四 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。
- 5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

（市町村行動計画）

- 第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。
- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。
 - 6 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
 - 7 市町村は、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6 都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

7 都道府県は、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

第十一条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する

労働者の数が三百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

4 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの（第十六条第一項及び第二項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

（一般事業主行動計画の労働者への周知等）

第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（表示等）

第十四条 前条の規定による認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第十三条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなつたと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。）であつて、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に

努めなければならない。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第十二条第一項又は第四項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第四節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第五節 次世代育成支援対策推進センター

第二十条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。）であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第一項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 次世代育成支援対策地域協議会

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第四章 雑則

（主務大臣等）

第二十二条 第七条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

2 第九条第五項及び第十条第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

3 第七条第二項第三号における主務省令は、厚生労働省令、内閣府令、文部科学省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令とする。

（権限の委任）

第二十三条 第十二条から第十六条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第五章 罰則

第二十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第二項の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第二十条第五項の規定に違反した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条、第二十五条又は前条第一号から第三号までの違反行為をしたときは、

行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二條第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条から第十九条まで、第二十二條第二項、第二十三條から第二十五條まで、第二十六條第一号から第三号まで及び第二十七條の規定は平成十七年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第二十条第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

=====
(平成23年4月1日以降)

平成23年3月31日までは前掲

第三節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

4 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの（以下この項及び次項において「中小事業主」という。）が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。）であつて、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

資料3 行動計画策定指針（抄）

※次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第7条第1項の規定に基づき定めたもの。以下では、市町村行動計画に関係する箇所を掲げる。

次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

1 基本理念

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

2 行動計画の策定の目的

地方公共団体及び事業主（国及び地方公共団体の機関等を含む。）は、行動計画策定指針に即して次世代育成支援対策のための十年間の集中的・計画的な取組を推進するため、それぞれ行動計画を策定し、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標、実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期等を定めるものとする。

3 次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携・協働

次世代育成支援対策は、児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅等の各分野にまたがるものであり、関係部局が連携して部局横断的に取り組む総合的な庁内の推進体制を整備することが重要である。その上で、国及び地方公共団体の間、市町村及び都道府県の間、市町村間並びに地方公共団体と一般事業主の間の連携等を図り、総合的な体制の下に推進されることが望ましい。

このため、行動計画には、それぞれの次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携の在り方について定めることが必要である。

- (1) 市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携
- (2) 国及び地方公共団体の連携
- (3) 市町村及び都道府県の間並びに市町村間の連携
- (4) 国、地方公共団体等と一般事業主との連携
- (5) 地域の事業主や民間団体等との協働

4 次世代育成支援対策地域協議会の活用

法第二十一条第一項では、地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができることとされており、地方公共団体及び一般事業主は、行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に当たっては、必要に応じて、地域協議会を十分に活用するとともに、密接な連携を図ることが望ましい。

市町村行動計画の基本的な事項

1 市町村行動計画の策定に当たっての基本的な視点

- (1) 子どもの視点
- (2) 次代の親づくりという視点
- (3) サービス利用者の視点
- (4) 社会全体による支援の視点
- (5) 仕事と生活の調和の実現の視点
- (6) すべての子どもと家庭への支援の視点
- (7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- (8) サービスの質の視点
- (9) 地域特性の視点

2 市町村行動計画の策定に当たって必要とされる手続

- (1) 現状の分析
- (2) ニーズ調査の実施
- (3) 多様な主体の参画と情報公開

3 市町村行動計画策定の時期等

市町村行動計画等は五年ごとに、五年を一期として策定するものとされている。一回目に策定された市町村行動計画等（前期計画）については、平成十七年度から平成二十一年度までを計画期間としていることから、二回目に策定される市町村行動計画等（後期計画）については、前期計画に係る必要な見直しを平成二十一年度までに行った上で、平成二十二年度から平成二十六年度までを後期計画の期間（以下「後期計画期間」という。）として、平成二十一年度中に策定することが必要である。

4 利用者の視点に立った点検・評価のための指標の導入

後期計画においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、個別事業を束ねた施策や計画全体の進捗状況（アウトカム）についても点検・評価することが重要である。

次世代育成支援対策の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検・評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

また、個別事業を束ねた施策の指標に関しては、住民に分かりやすく周知し、提供するためにも、地方公共団体の取組状況について比較が可能となるよう、共通の指標を設定することが望ましい。国では、共通の指標例を示すので、これを参考に、市町村及び都道府県において意識調査等に基づき設定することが望ましい。

5 市町村行動計画の実施状況の点検・評価及び推進体制

法第八条第七項及び第九条第七項では、市町村及び都道府県は、定期的に、市町村行動計画等に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画等に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとされていることから、各種施策が利用者の直面している問題や課題の解消に役立ったか、満足できるものであったか等、利用者側の視点に立った点検・評価を実施し、その結果を毎年度の予算編成や事

業実施に反映させる、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）を確立することが重要である。

この際、これら一連の過程を開かれたものとするため、地域における子育て支援事業の関係者や子育てに関する活動を行うNPO等が参画する場を設けることも考えられる。その際、地域協議会などを活用することも考えられる。

また、法第八条第六項及び第九条第六項では、市町村及び都道府県は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画等に基づく措置の実施の状況を公表しなければならないこととされており、この計画の実施状況等に係る情報を広報誌やホームページへの掲載等により、住民に分かりやすく周知を図るとともに、住民の意見等を聴取しつつ、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることが必要である。

6 他の計画との関係

- (1) 保育計画等との調和
- (2) 市町村の基本構想との調和

市町村行動計画において定めるべき目標事業量

ニーズ調査等により把握した各事業の需要に基づき、次の2から10までに示す方法により、新待機児童ゼロ作戦（平成二十年二月二十七日厚生労働省策定）の目標年次である平成二十九年度に達成されるべき目標事業量（以下「平成二十九年度目標事業量」という。）を設定した上で、後期計画期間の目標事業量については、当該平成二十九年度目標事業量の達成を念頭に、現状のサービス基盤を踏まえつつ定めること。

- 平日昼間の保育サービス
- 夜間帯の保育サービス
- 休日保育
- 病児・病後児保育
- 放課後児童健全育成事業
- 一時預かり事業
- 地域子育て支援拠点事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 短期入所生活援助事業

市町村行動計画の内容

市町村は、住民に最も身近な地方公共団体としての役割を踏まえ、次世代育成支援対策を総合的に、かつ、きめ細かく行えるよう、子どもと子育て家庭への支援に関連する施策及び事業を市町村行動計画に体系的に盛り込むことが必要である。

(1) 地域における子育ての支援

- ア 地域における子育て支援サービスの充実
- イ 保育サービスの充実
- ウ 子育て支援のネットワークづくり
- エ 児童の健全育成

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- ア 子どもや母親の健康の確保
- イ 「食育」の推進
- ウ 思春期保健対策の充実
- エ 小児医療の充実

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ア 次代の親の育成
- イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ウ 家庭や地域の教育力の向上
- エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

- ア 良質な住宅の確保
- イ 良好な居住環境の確保
- ウ 安全な道路交通環境の整備
- エ 安心して外出できる環境の整備
- オ 安全・安心まちづくりの推進等

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等

- ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

(6) 子ども等の安全の確保

- ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ウ 被害に遭った子どもの保護の推進

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

- ア 児童虐待防止対策の充実
- イ 母子家庭等の自立支援の推進
- ウ 障害児施策の充実

資料4 国が指定する特定事業の目標事業量

1 定期的な保育等

事業内容	平成16年度 (当時)	平成21年度 (前期計画)	平成21年度 (実施状況)	平成26年度 (後期計画)
① 通常保育事業 ----- 認可保育所の総定員	600人 5か所	630人 5か所	630人 5か所	650人 ^{※1} 5か所
② 延長保育事業 ----- 通常の開所時間（午前7時～午後6時）を超えて行うを行う認可保育所の受入可能総人数	150人 5か所	150人 5か所	150人 ^{※2} 5か所	150人 5か所
③ 夜間保育事業 ----- 認可保育所で夜間（午後12時まで）、保育を行う	0人 0か所	0人 0か所	0人 0か所	0人 0か所
④ トワイライトステイ事業 ----- 小学生までを児童養護施設等を活用し、午後5時から午後10時まで一時的に保育する	0人 0か所	0人 0か所	0人 0か所	0人 0か所
⑤ 休日保育事業 ----- 認可保育所で日曜、休日に保育を行う	0人 0か所	20人 1か所	0人 0か所	20人 1か所
⑥ 放課後児童健全育成事業 ----- 一般には学童保育。放課後に保護者のいない家庭など、小学校に就学している概ね10歳未満の児童に、遊びや生活の場などを提供する	100人 4か所	150人 6か所	196人 5か所	280人 6か所

※1 市外施設の利用を含めたニーズ推計値は712人。各保育所では定員を超えた受け入れが一定数可能であり、650人を超えるニーズは主にそれにより対応する。

待機児童数の状況（国基準。各年度4月1日現在）

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
2人	3人	0人	0人	2人	5人

※2 平成21年4月現在の登録者数は84名。

2 一時預かり型事業

事業内容	平成 16 年度 (当時)	平成 21 年度 (前期計画)	平成 21 年度 (実施状況)	平成 26 年度 (後期計画)
⑦ 病児・病後児保育事業 病氣中、病後にかかわら ず概ね 10 歳未満の児童 を一時的に保育する※3	0人 0か所	0人 0か所	0か所	0人 0か所
⑧ ショートステイ事業 保護者が病氣になった 場合等に、児童養護施設 等で7日間程度児童を 預かる	0人 0か所	0人 0か所	0か所	3人 1か所
⑨ 一時預かり事業※4 認可保育所にて一時的 に保育を行う	10人 1か所	20人 2か所	2か所	20人 2か所
⑩ 特定保育事業 保護者の週の労働時間 が短時間であっても保 育する	0人 0か所	10人 1か所	0か所	10人 1か所

※3 前期計画期間では、病氣回復期に限られていた。

※4 前期計画期間では、一時保育事業と呼ばれていた。

3 地域における子育て支援事業

事業内容	平成 16 年度 (当時)	平成 21 年度 (前期計画)	平成 21 年度 (実施状況)	平成 26 年度 (後期計画)
⑪ ファミリーサポート センター 有償ボランティアによ る市民の相互援助を コーディネートする	1か所	1か所	1か所	1か所
⑫ 地域子育て支援拠点 事業 子育て支援センター事 業、つどいの広場事業等 の実施	子育て支援 センター 1か所 つどいの広場 0か所	子育て支援 センター 1か所 つどいの広場 0か所	子育て支援 センター 1か所 つどいの広場 0か所	子育て支援 センター 1か所 つどいの広場 1か所

資料5 逗子市福祉プラン推進協議会の設置及び運営に関する要綱

平成4年4月1日
施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市福祉プラン(以下「福祉プラン」という。)の実施を推進するため、公・共・私の連携を図り、保健、福祉等の諸サービス(以下「諸サービス」という。)の総合調整を行う逗子市福祉プラン推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置し、その運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 推進協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 諸サービスの総合調整に関すること。
- (2) 諸サービスの推進に必要な事業及びシステムの企画、開発に関すること。
- (3) 高齢者、障がい児者及び在宅療養者の処遇体制に関すること。
- (4) 保健、福祉等に関する行政機関及び公共的団体の連絡、調整に関すること。
- (5) 逗子市地域福祉計画、逗子市高齢者保健福祉計画、逗子市母子保健計画、逗子市障がい者福祉計画及び逗子市次世代育成支援行動計画の推進及び進行管理並びに市長から諮問を受けた当該計画の策定又は改定のための提言に関すること。
- (6) 前号に掲げる計画以外で市長から諮問を受けた保健福祉に関する計画の策定のための提言に関すること。
- (7) その他福祉プランの実施の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会は、委員25人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
 - (2) 市民
 - (3) 公共的団体の推薦を受けた者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 市職員
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。

(協力の要請)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第8条 推進協議会に、第2条第5号に規定する事項を処理するため、次の部会を設置する。

- (1) 地域福祉計画部会
 - (2) 高齢者保健福祉計画部会
 - (3) 母子保健計画部会
 - (4) 障がい者福祉計画部会
 - (5) 次世代育成支援計画部会
- 2 前項に掲げる各部会は、部会員17人以内をもって組織する。
- 3 部会員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 知識経験を有する者
 - (2) 市民
 - (3) 公共的団体の推薦を受けた者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 市職員
- 4 部会員の任期は、現に存する推進協議会の委員の任期と同一とする。ただし、部会員が欠けた場合における補欠の部会員の任期も同様とする。
- 5 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により定める。
- 6 第5条第2項の規定は部会長について、同条第3項の規定は副部会長について、前2条の規定は部会の会議について準用する。

(臨時部会)

- 第9条 推進協議会に、第2条に規定する事項(第5号を除く。)の特定課題について調査、検討するため、必要に応じて臨時部会を設置することができる。
- 2 臨時部会は、部会員15人以内をもって組織する。
- 3 部会員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 知識経験を有する者
 - (2) 市民
 - (3) 公共的団体の推薦を受けた者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 市職員
- 4 臨時部会に、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により定める。
- 5 臨時部会は、第1項に規定する調査、検討を完了し、その結果を推進協議会に報告したときをもって解散する。
- 6 第5条第2項の規定は部会長について、同条第3項の規定は副部会長について、第6条及び第7条の規定は臨時部会の会議について準用する。

(秘密の保持)

第10条 推進協議会の委員及び部会員は、職務上知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 11 条 推進協議会の庶務は社会福祉課において処理するほか、第 8 条に規定する部会及び第 9 条に規定する臨時部会の庶務は、それぞれ次の各号に掲げる課かいにおいて処理する。

- (1) 地域福祉計画部会 社会福祉課
- (2) 高齢者保健福祉計画部会 介護保険課
- (3) 母子保健計画部会 子育て支援課
- (4) 障がい者福祉計画部会 障がい福祉課
- (5) 次世代育成支援計画部会 子育て支援課
- (6) 臨時部会 その事務を所掌する課かい

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 推進協議会並びに部会及び臨時部会の最初の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際に現に委嘱又は任命されている委員の任期は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 15 年 4 月 30 日までとする。

附 則

この要綱は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の逗子市福祉プラン推進協議会の設置及び運営に関する要綱第 8 条第 3 項又は第 9 条第 3 項の規定により委嘱又は任命した部会員は、それぞれ改正後の逗子市福祉プラン推進協議会の設置及び運営に関する要綱第 8 条第 3 項又は第 9 条第 3 項の規定により委嘱又は任命した部会員とみなす。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 26 日から施行する。

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

資料6 逗子市福祉プラン推進協議会委員名簿

平成 22 年 3 月 31 日現在

氏 名	選 出 団 体 等	備考
あきやま けいじ 秋山 薊二	関 東 学 院 大 学 教 授	◎
よしせ ゆういち 吉瀬 雄一	関 東 学 院 大 学 教 授	○
まつい いちろう 松井 一郎	前国立小児医療研究センター部長	
いしわた かずみ 石渡 和実	東 洋 英 和 女 学 院 大 学 教 授	
しんぼ ゆきお 新保 幸男	神 奈 川 県 立 保 健 福 祉 大 学 教 授	
いわはし まこと 岩橋 誠	公 募 市 民	
はねかわ やすこ 羽根川 康子	公 募 市 民	
あきま れいじ 秋間 禮二	社 団 法 人 逗 葉 医 師 会	
まつおか あきら 松岡 晃	逗 葉 歯 科 医 師 会	
とみた くにえ 富田 邦衛	社会福祉法人逗子市社会福祉協議会	○
ひろせ のぶこ 広瀬 信子	逗 子 市 商 工 会	
うちの ゆきえ 内野 友基枝	逗子市民生委員児童委員協議会	
はやの じゅんこ 早野 順子	逗子地域婦人団体連絡協議会	
しみず ひろし 清水 博	神 奈 川 県 鎌 倉 保 健 福 祉 事 務 所	
ますざわ たかお 増沢 隆夫	神 奈 川 県 鎌 倉 三 浦 地 域 児 童 相 談 所	

◎：会長、○：副会長

資料7 逗子市福祉プラン推進協議会次世代育成支援計画部会部会員名簿

平成22年3月31日現在

区 分	氏 名	選 出 団 体 等	備考
知識経験を有する者	しんぼ 新保 <small>ゆきお</small> 幸男	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部社会福祉学科教授	◎
〃	いがらし 五十嵐 <small>みき</small> 樹	元逗子市教育委員会委員 民間保育所園長	○
市 民	さいとう 齋藤 <small>ゆりこ</small> 由里子	公 募 市 民 委 員	
公共的団体の推薦を受けた者	いしい 石井 <small>としえ</small> 稔江	逗葉私立幼稚園協会	
〃	よこち 横地 <small>みどり</small> みどり	逗子市民間保育所	
〃	いしわたり 石渡 <small>きりこ</small> きり子	逗子市育児サークル連絡協議会	
〃	よしだ 吉田 <small>ちあき</small> ちあき	児童館設置を願う市民の会	
〃	つるさき 津留崎 <small>すみこ</small> 寿美子	逗子市青少年指導員連絡協議会	
〃	おおの 大野 <small>ともたけ</small> 友竹	逗子市学童保育連絡協議会	
〃	むらかみ 村上 <small>あさこ</small> 朝鼓	逗子市PTA連絡協議会	
〃	なかの 中野 <small>ゆみこ</small> 由美子	逗子市手をつなぐ育成会	
〃	さとう 佐藤 <small>まゆみ</small> 真弓	逗子市子ども会連絡協議会	
〃	たちかわ 立川 <small>えつこ</small> 悦子	逗子市社会福祉協議会	
関係行政機関の職員	はっとり 服部 <small>じゅんこ</small> 純子	逗子市教育委員会 教育部学校教育課長	
〃	ますざわ 増沢 <small>たかお</small> 隆夫	鎌倉三浦地域児童相談所所長	
〃	いのうえ 井上 <small>かつや</small> 克也	神奈川県鎌倉保健福祉事務所 保健福祉部保健福祉課課長補佐	
〃	あまの 天野 <small>しげゆき</small> 茂之	逗子警察署 生活安全課長	

◎：部会長、○：副部会長

資料8 計画策定の経緯

	福祉プラン推進協議会	同次世代育成支援計画部会	市
平成21年 1月～2月			★子育て・子育てアンケート (逗子市次世代育成支援行動計 画策定のための調査)を実施
4月 5月 6月			
7月		<p>■第1回会議 13日(月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会員の紹介 ・部会長及び副部会長の選出 ・次世代育成支援行動計画の概要及び 部会の位置付と本市の策定体制について ・議題 ①前期計画の進行状況とまとめ ②次世代育成支援に関するアンケート調査 の結果等について ③後期計画策定に向けた前期計画の取扱い に関する基本的な考え方 ・自由討論 <p>■第2回会議 27日(月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①逗子の子育て・子育ての状況について ②前期計画の評価及び後期計画の体系につ いて ③目標量の設定について 	
8月 9月			
10月		<p>■第3回会議 6日(火)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①分野別行動計画(案)について ②リーディングプラン(案)について ③基本理念と成果指標(案)について ④分野別行動計画における関連各課の個別 事業の位置付けの方法 <p>■第4回会議 26日(月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①子育て・子育て応援プロジェクト(案)につい て ②計画の基本的考え方(基本理念と成果指 標)(案)について ③分野別行動計画(案)について ④分野別行動計画における関連各課の個別 事業の位置付けについて ⑤国の指定する特定事業の目標事業量につ いて ⑥後期計画の策定にあたって(案)、逗子の子 ども・子育ての姿(案)について 	
11月		<p>■第5回会議 20日(金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①児童館(児童館機能を有する施設)の計画 上の取扱いについて ②第4回部会以降の変更点について ③素案の確定について 	

	福祉プラン推進協議会	同次世代育成支援計画部会	市
12月	<p>■第1回会議 14日(月)</p> <p>①会長及び副会長の選出について</p> <p>②逗子市福祉プラン(逗子市地域福祉計画)後期実施計画(素案)について</p> <p>③逗子市次世代育成支援行動計画《後期計画》みんなでスクラム 子育て・子育て応援都市(案)について</p> <p>④その他</p>		
平成22年 1月	<p>■第2回会議 25日(月)</p> <p>①逗子市福祉プラン(逗子市地域福祉計画)後期実施計画(案)について</p> <p>②その他</p>		★計画素案の公表、市民意見募集(パブリックコメント)
2月			★市民意見集約・整理
3月	<p>■第3回会議 25日(木)</p> <p>①逗子市福祉プラン(逗子市地域福祉計画)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果について <p>②逗子市次世代育成支援行動計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果及び、提出された意見の反映状況(案)について ・逗子市次世代育成支援行動計画《後期計画》みんなでスクラム 子育て・子育て応援都市II(案)について 	<p>■第6回会議 8日(月)</p> <p>①パブリックコメントの結果について</p> <p>②パブリックコメントで提出された意見の反映状況について</p> <p>③次世代育成支援行動計画《後期計画》の部分修正について</p> <p>④今後の予定について</p>	<p>☆計画の決定</p> <p>☆公表・県への提出</p>